

第 6 4 2 号 (平 成 1 8 年 1 1 月 2 日 発 行)	発 行 日 5 日 、 1 5 日 、 2 5 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔規則〕

- △ 地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則【行政運営調整局人事組織課】 3

〔告示〕

- △ 横浜市港湾施設使用条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局資産運用課】 4

〔公告〕

- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 8
- △ 同【環境創造局管路保全課】 21
- △ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況についての届出書等の縦覧【資源循環局産業廃棄物対策課】 22
- △ 開発行為に関する工事の完了【まちづくり調整局調整区域課】 23
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 24
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 25
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 26
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 27
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 28
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 29
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 30
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 31
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【まちづくり調整局調整区域課】 32
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 33
- △ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【まちづくり調整局調整区域課】 34
- △ 同【まちづくり調整局調整区域課】 35
- △ 横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画の縦覧【都市整備局戸塚駅周辺再開発事務所】 36
- △ 横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地地区画整理事業の事業計画変更の縦覧【都市整備局金沢八景駅東口開発事務所】 37

〔区告示〕

- △ 地縁による団体の認可【神奈川区地域振興課】 38
- △ 同【神奈川区地域振興課】 39

〔安全管理局〕

- △ 職員の分限処分【人事課】 40
- △ 消防署組織規程の一部改正【企画課】 41

〔水道局〕

- △ 横浜市水道局地域サービスセンター規程【総務課】 42
- △ 横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程【総務課】 44
- △ 横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程【経理課】 63
- △ 横浜市水道局給水部北部工事課等の執務場所【総務課】 67
- △ 公印の新調及び廃止【総務課】 68

〔交通局〕

△ 職員の懲戒処分【職員課】	92
[教育委員会]	
△ 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	93
[区選挙管理委員会]	
△ 検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名【鶴見区】	95
△ 同【神奈川区】	96
△ 同【中区】	97
△ 同【南区】	98
△ 同【港南区】	99
△ 同【保土ヶ谷区】	100
△ 同【旭区】	101
△ 同【磯子区】	102
△ 同【金沢区】	103
△ 同【港北区】	104
△ 同【緑区】	105
△ 同【青葉区】	106
△ 同【都筑区】	107
△ 同【戸塚区】	108
△ 同【栄区】	109
△ 同【泉区】	110
△ 同【瀬谷区】	111
[人事委員会]	
△ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	112
△ 選考職（昇任）の指定の一部改正【任用課】	113
[監査事務局]	
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（磯子区地域振興協力費の返還請求に関するもの）【行政監査課】	115
[その他]	
△ 横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部改正【安全管理局危機管理室】	116
[正誤]	117

規 則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月2日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 規 則 第 141 号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和41年12月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「営業所、配水管理所」を「地域サービスセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成18年11月6日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 461 号

横 浜 市 港 湾 施 設 使 用 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港
湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 使 用 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の
告 示 （ 昭 和 43 年 5 月 横 浜 市 告 示 第 94 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す
る。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

港 湾 施 設 現 況 6 港 湾 施 設 用 地 （ 港 湾 局 管 理 用 地 ） の 表 中

「			
	大 黒 ふ 頭	鶴 見 区 大 黒 ふ 頭 大 黒 ふ 頭	2,724,904
」			

を

「			
	大 黒 ふ 頭	鶴 見 区 大 黒 ふ 頭 大 黒 ふ 頭	2,683,471
	大 黒 ふ 頭 T - 9	同	19,248
」			

に 改 め、

「			
	本 牧 ふ 頭	中 区 本 牧 ふ 頭 本 牧 ふ 頭	2,363,537
」			

を

「			
	本 牧 ふ 頭	中 区 本 牧 ふ 頭 本 牧 ふ 頭	2,011,021
	本 牧 ふ 頭 B C 突 堤 間	同	176,390
	本 牧 ふ 頭 D 突 堤	同	126,030
」			

に 改 め る。

港 湾 施 設 現 況 9 荷 さ ば き 地 の 表 本 牧 ふ 頭 D 突 堤 の 項 中

「			
	同 C 号 荷 さ ば き 地	同	1,466
	同 F 号 荷 さ ば き 地	同	412
」			

を削る。

港湾施設現況12荷役機械の表中

D－1重量物用 橋型起重機	同	同	30.5	1
------------------	---	---	------	---

を削る。

港湾施設現況14道路の表大黒ふ頭の項中

同 21号線	同	1,500	10
--------	---	-------	----

を

同 21号線	同	1,500	10
大黒ふ頭T－9内1 号線	同	286	14
同 2号線	同	212	22
同 3号線	同	286	14
同 4号線	同	77	24
同 5号線	同	74	24
同 6号線	同	77	22
同 7号線	同	74	22
同 8号線	同	77	17
同 9号線	同	74	17

に改め、同表本牧ふ頭B－C間の項中

同 3号線	同	118	18
-------	---	-----	----

を

「

同	3 号 線	同	118	18
同	4 号 線	同	1,394	14
同	5 号 線	同	379	21
同	6 号 線	同	70	11
同	7 号 線	同	153	15
同	8 号 線	同	292	13 ～ 22
同	9 号 線	同	283	27
同	10 号 線	同	371	10 ～ 19
同	11 号 線	同	565	21 ～ 30
同	12 号 線	同	308	14
同	13 号 線	同	344	7 ～ 14
同	14 号 線	同	295	8
同	15 号 線	同	295	8

」

に改め、同表本牧ふ頭C突堤の項中

「

本牧ふ頭C突堤中央 道路	同	2,126	18 ～ 55
-----------------	---	-------	---------

」

を

「

本牧ふ頭C突堤中央 道路	同	1,185	18 ～ 55
-----------------	---	-------	---------

」

に改め、

「

同	1 号 線	同	54	24
同	2 号 線	同	54	22

」

を削り、同表本牧ふ頭D突堤の項中

「

を 「	同	11 号 線	同	148	20
	同	11 号 線	同	148	20
	同	12 号 線	同	193	11 ～ 24
	同	13 号 線	同	168	24
	同	14 号 線	同	139	15

に 改 め る。

公 告

横 浜 市 公 告 第 781 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
00703	共 栄 設 備 株 式 会 社	杉 原 等	鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 23 番 12 号
11216	株 式 会 社 神 奈 川 ク リ ー ン サ ー ビ ス	斉 藤 明	鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 5 番 18 号
00702	有 限 会 社 開 工 業	山 本 寛 哲	鶴 見 区 獅 子 ケ 谷 一 丁 目 42 番 15 号
00700	有 限 会 社 中 村 工 務 店	中 村 國 松	鶴 見 区 生 麦 三 丁 目 10 番 18 号
00618	株 式 会 社 ワ タ ヌ キ 設 備	綿 貫 茂 一	鶴 見 区 馬 場 三 丁 目 4 番 4 号
10454	臨 港 産 業 株 式 会 社	松 原 延 佳	鶴 見 区 馬 場 七 丁 目 29 番 9 号
00337	有 限 会 社 齋 藤 設 備 工 業 所	齋 藤 綾 子	鶴 見 区 東 寺 尾 一 丁 目 7 番 15 号
11369	有 限 会 社 光 進 サ ー ビ ス	古 田 島 二 郎	鶴 見 区 平 安 町 1 丁 目 11 番 地
11257	株 式 会 社 サ ノ セ キ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	佐 野 温 利	鶴 見 区 元 宮 一 丁 目 17 番 16 号
11259	株 式 会 社 環 境 造 園	今 泉 健 寿	神 奈 川 区 片 倉 二 丁 目 44 番 3 号
00819	有 限 会 社 ケ イ テ ィ 工 業	高 田 一 雄	神 奈 川 区 神 之 木 台 38 番 4 号
10878	一 造 園 土 木 株 式 会 社	松 倉 仁	神 奈 川 区 三 枚 町 35 8 番 地 の 3
10883	斎 久 工 業 株 式 会 社 横 浜 支 店	畑 中 実	神 奈 川 区 鶴 屋 町 2 丁 目 23 番 地 の 2
10462	新 栄 建 設 株 式 会 社	野 村 久	神 奈 川 区 西 神 奈 川 一 丁 目 18 番 地 の 9

10603	井原造園株式会社	井原 信夫	神奈川区羽沢町1, 198番地
11047	株式会社丸舗建設	久木田 利廣	神奈川区羽沢町1, 222番地
11258	早坂緑化株式会社	早坂 清昭	神奈川区羽沢町14 番地の1
30089	プラスエイド株式会社	永田 昇	神奈川区羽沢町52 5番地
00682	有限会社総合設備サービス	小田切 茂幸	神奈川区松本町3 丁目25番地の15
00338	サンリツ産業株式会社	藤井 勲	神奈川区三ツ沢上 町7番10号
00478	新崎住設株式会社	新崎 進	神奈川区三ツ沢中 町4番14号
10465	藤造園建設株式会社	藤巻 司郎	神奈川区三ツ沢中 町6番7号
00820	有限会社榎本設備	榎本 良吉	神奈川区三ツ沢中 町18番14号
00341	日宝工業株式会社	櫻井 光隆	西区久保町7番地 の11
00339	有限会社宇野工業所	宇野 規	西区戸部町3丁目 73番地
10470	株式会社イワキ工業	岩城 浩真	西区西平沼町8番 13号
00821	株式会社パフォーム	岩間 雄二	西区平沼一丁目12 番1号
11379	森設備工業	森 政義	西区南浅間町8番 地の22
10474	株式会社加藤組	高田 治保	中区尾上町6丁目 87番地
10740	三井住友建設株式会社横浜支店	松尾 恭平	中区尾上町4丁目 58番地
00542	中央日化サービス株式会社	石田 久実	中区寿町1丁目3 番地の5
10463	株式会社熊谷組横浜支店	徳永 建男	中区桜木町1丁目 1番地の67
00342	岩崎産業株式会社	岩崎 松義	中区本牧元町38番 6号

11055	昌 和 建 設 工 業 株 式 会 社	中 村 正 志	中 区 山 下 町 93 番 地
11108	株 式 会 社 豊 成 建 設	豊 川 勲	中 区 山 田 町 3 番 地 の 2
00551	株 式 会 社 偕 光 社	國 友 宏 美	南 区 井 土 ヶ 谷 中 町 141 番 地
30103	株 式 会 社 エ ル ・ バ ッ サ	石 崎 隆 司	南 区 井 土 ヶ 谷 中 町 44 番 地 の 3
00709	ヒ ド ロ 工 業 株 式 会 社	高 野 健 育	南 区 大 岡 三 丁 目 16 番 8 号
10494	有 限 会 社 滝 野 組	瀧 野 秀 治	南 区 弘 明 寺 町 28 番 地
11101	株 式 会 社 モ リ 土 木	森 繁	南 区 宿 町 2 丁 目 50 番 地
11218	株 式 会 社 工 成 社	嶺 岸 敏 晴	南 区 白 妙 町 3 丁 目 34 番 地 の 18
10890	二 葉 建 設 株 式 会 社	村 義 雄	南 区 永 田 北 一 丁 目 12 番 33 号
00822	有 限 会 社 肥 田 工 業	肥 田 信 也	南 区 南 太 田 一 丁 目 24 番 14 - 106 号
10491	有 限 会 社 山 下 住 宅 用 設 備	山 下 和 雄	南 区 南 吉 田 町 4 丁 目 37 番 地
00667	有 限 会 社 高 田 配 管 工 業	高 田 正 弘	南 区 六 ツ 川 二 丁 目 73 番 地 の 9
11221	株 式 会 社 誠 和 緑 化	石 田 誠	南 区 六 ツ 川 二 丁 目 91 番 地 の 18
00634	有 限 会 社 小 酒 井 工 業	小 酒 井 三 義	南 区 六 ツ 川 三 丁 目 22 番 地 の 17
11219	株 式 会 社 濱 田 園	栗 飯 原 勉	南 区 六 ツ 川 三 丁 目 3 番 地 の 1
10754	株 式 会 社 田 澤 園	田 澤 重 幸	南 区 六 ツ 川 四 丁 目 1,234 番 地
11156	漆 原 土 木 株 式 会 社	漆 原 是 納	港 南 区 上 永 谷 四 丁 目 19 番 46 号
00344	株 式 会 社 渋谷 興 業	脇 田 明 男	港 南 区 港 南 台 九 丁 目 29 番 5 号
10503	株 式 会 社 山 本 建 設	山 本 吉 彦	港 南 区 最 戸 一 丁 目 10 番 1 号

30090	有 限 会 社 ベ ル ・ テ ッ ク	鈴 木 昭	港 南 区 笹 下 三 丁 目 39 番 51 号
00561	石 村 設 備 株 式 会 社	石 村 義 昭	港 南 区 笹 下 六 丁 目 21 番 26 号
11261	株 式 会 社 坂 利 建 設	坂 本 利 春	港 南 区 野 庭 町 2,14 4 番 地 の 6
11377	四 季 造 園 株 式 会 社	中 村 紀 由	港 南 区 東 永 谷 三 丁 目 46 番 8 号
00482	有 限 会 社 日 東 住 宅 設 備 工 業	阿 波 井 宏	港 南 区 日 限 山 四 丁 目 50 番 17 号
11220	有 限 会 社 富 士 設 計 企 画	田 代 幸 彦	港 南 区 日 野 七 丁 目 34 番 3 号
00823	有 限 会 社 双 栄	永 本 繁	港 南 区 日 野 八 丁 目 30 番 28 号
11370	有 限 会 社 一 建 テ ッ ク	岩 谷 憲 和	港 南 区 日 野 九 丁 目 44 番 20 - 102 号
30066	日 松 設 備 工 業 株 式 会 社	松 尾 貞 幸	港 南 区 日 野 中 央 一 丁 目 3 番 31 号
10510	大 林 道 路 株 式 会 社 横 浜 営 業 所	平 田 浩 太 郎	港 南 区 日 野 中 央 二 丁 目 32 番 50 号
11378	ア ラ イ グ リ ー ン 株 式 会 社	荒 井 秀 利	港 南 区 日 野 南 四 丁 目 3 番 7 号
00529	有 限 会 社 八 木 沢 工 務 店	八 木 澤 公 憲	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 721 番 地
00755	一 成 工 業 株 式 会 社	野 澤 淳	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 766 番 地 の 1
10759	興 伸 建 設 株 式 会 社	太 田 吉 春	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 39 番 地 の 1
00357	株 式 会 社 ラ イ フ ア ド バ ン ス ジ ャ パ ン	佐 藤 喬	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 306 番 地 の 2
11100	有 限 会 社 フ ジ ポ ン プ	藤 林 靖 晏	保 土 ケ 谷 区 帷 子 町 2 丁 目 117 番 地
00620	有 限 会 社 牧 畑 工 業	牧 畑 敏 彦	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 394 番 地
11389	株 式 会 社 ア イ ビ ー ・ ガ ー デ ン	鈴 木 俊	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 830 番 地
11109	湘 南 工 営 株 式 会 社	石 田 明	保 土 ケ 谷 区 上 星 川 二 丁 目 1 番 21 号

30091	有 限 会 社 コ ト ブ キ	佐 藤 久 代	保 土 ケ 谷 区 川 島 町 1,569 番 地 の 5
11371	田 野 井 造 園 株 式 会 社	田 野 井 茂	保 土 ケ 谷 区 境 木 町 157 番 地
00711	有 限 会 社 坂 本 水 道	林 吉 彦	保 土 ケ 谷 区 坂 本 町 284 番 地
00914	有 限 会 社 小 室 商 会	小 室 儀 夫	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 236 番 地
10515	株 式 会 社 ク ボ タ	久 保 田 一 成	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 194 番 地 の 4
10891	相 川 建 設 株 式 会 社	相 川 敏 男	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 1,515 番 地 の 29
00635	芦 澤 建 設 株 式 会 社	松 浦 幸 作	保 土 ケ 谷 区 宮 田 町 2 丁 目 155 番 地 の 21
11380	有 限 会 社 興 栄 建 設	石 井 静 夫	旭 区 今 宿 東 町 875 番 地 の 9
10521	株 式 会 社 栗 原 工 務 店	栗 原 郁 夫	旭 区 今 宿 西 町 472 番 地
00790	株 式 会 社 マ イ ン ド ホ ー ム	蔦 登	旭 区 柏 町 3 番 地 の 50
11054	サ ン 建 設 株 式 会 社	田 村 賢 司	旭 区 上 川 井 町 194 番 地 の 1
00666	有 限 会 社 ヤ マ ギ シ 設 備	山 岸 雅 幸	旭 区 上 白 根 町 806 番 地 の 36
10609	浅 井 建 設 株 式 会 社	浅 井 正 光	旭 区 川 井 本 町 80 番 地
30092	有 限 会 社 メ イ セ イ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	鈴 木 明 正	旭 区 川 島 町 3,079 番 地 の 1
00669	株 式 会 社 岩 本 工 業 所	岩 本 正 一	旭 区 桐 が 作 1,861 番 地
30067	ラ イ フ 住 宅 設 備	岩 本 聖 二	旭 区 笹 野 台 四 丁 目 65 番 16 号
00756	日 本 企 画 商 事 株 式 会 社	村 山 民 恵	旭 区 さ ち が 丘 148 番 地 の 4
10518	東 邦 建 設 株 式 会 社	鈴 木 茂	旭 区 下 川 井 町 2,22 3 番 地
11030	大 晃 建 設 株 式 会 社	金 森 国 昭	旭 区 下 川 井 町 211 番 地 の 12

00826	親 垂 有 限 会 社	岩 佐 賢 吾	旭 区 白 根 八 丁 目 20 番 12 号
11222	大 和 建 設 産 業 株 式 会 社	柿 崎 力 治 朗	旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 78 番 地 の 1
00466	カ ナ エ ル 住 設 株 式 会 社	金 子 久 治	旭 区 鶴 ヶ 峰 本 町 一 丁 目 19 番 21 号
30093	有 限 会 社 角 田 水 道 商 会	角 田 寿 博	旭 区 西 川 島 町 114 番 地 の 6
11263	株 式 会 社 緑 栄	北 島 節 郎	旭 区 二 俣 川 1 丁 目 45 番 地
11381	有 限 会 社 内 田 企 画	内 田 充	旭 区 本 宿 町 56 番 地 の 1
00622	有 限 会 社 篠 崎 商 店 二 俣 川 支 店	篠 崎 郁 夫	旭 区 本 村 町 96 番 地
00467	有 限 会 社 ヤ ス イ 設 備 工 業	安 井 満 雄	旭 区 矢 指 町 1,939 番 地
10915	有 限 会 社 中 田 建 設	中 田 正 之 進	旭 区 矢 指 町 1,960 番 地
30068	株 式 会 社 康 栄 社	加 藤 英 二 郎	磯 子 区 西 町 3 番 3 号
10763	新 和 建 設 株 式 会 社	早 見 政 春	磯 子 区 氷 取 沢 町 36 1 番 地
30105	ヤ マ ギ シ 設 備 工 業	山 岸 貞 治	磯 子 区 森 六 丁 目 12 番 7 号
00713	有 限 会 社 飯 田 設 備	飯 田 栄	金 沢 区 釜 利 谷 西 一 丁 目 66 番 8 号
10540	横 浜 正 伸 建 設 株 式 会 社	山 田 誠	金 沢 区 釜 利 谷 東 六 丁 目 1 番 18 号
11382	有 限 会 社 中 央 興 業	満 生 勝	金 沢 区 幸 浦 一 丁 目 15 番 地 の 25
00414	文 化 興 業 株 式 会 社 横 浜 営 業 所	榊 原 孝 敬	金 沢 区 寺 前 一 丁 目 7 番 14 号
10764	浜 崎 建 設 工 業 株 式 会 社	浜 崎 斉	金 沢 区 福 浦 二 丁 目 18 番 地 の 10
00469	高 和 管 設 株 式 会 社	高 橋 光 晴	金 沢 区 六 浦 南 四 丁 目 14 番 9 号
00625	有 限 会 社 正 一 設 備	難 波 正 義	港 北 区 篠 原 町 1,33 8 番 地 の 2

11227	藤 沢 造 園 株 式 会 社	藤 沢 忠 繁	港 北 区 篠 原 西 町 14 番 31 号
00555	株 式 会 社 今 野 設 備	今 野 裕 之	港 北 区 新 横 浜 一 丁 目 26 番 地 の 13
00644	有 限 会 社 金 子 工 業	金 子 正 治	港 北 区 新 吉 田 町 6, 041 番 地
00816	岩 間 設 備	岩 間 伊 三 男	港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 60 番 14 号
10524	河 野 建 設 株 式 会 社	河 野 良 典	港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 47 番 27 号
10893	有 限 会 社 上 北 工 業	井 上 義 春	港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 49 番 19 号
00483	誠 和 設 備 工 業 株 式 会 社 太 尾 支 店	川 崎 勝 彦	港 北 区 太 尾 町 1,36 6 番 地 の 2
10896	株 式 会 社 ア サ ヒ 住 設 サ ー ビ ス	大 村 光 章	港 北 区 師 岡 町 1,07 6 番 地
00670	有 限 会 社 海 藤 住 建	海 藤 光 雄	緑 区 鴨 居 六 丁 目 10 番 32 号
00705	石 原 設 備 工 業 株 式 会 社	石 原 正 之	緑 区 霧 が 丘 六 丁 目 2 番 地 の 7
30095	株 式 会 社 ア ス カ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	大 友 達 男	緑 区 十 日 市 場 町 87 6 番 地 の 1
00429	株 式 会 社 ジ ェ ス	村 松 勇 治	緑 区 長 津 田 町 2,96 6 番 地
30094	荒 井 工 業	荒 井 誠 一	緑 区 中 山 町 970 番 地 の 11
30116	有 限 会 社 日 本 配 管 サ ー ビ ス	大 畑 光 弘	緑 区 新 治 町 474 番 地 の 1
00628	有 限 会 社 磯 貝 設 備	磯 貝 律	緑 区 白 山 二 丁 目 7 番 3 号
11042	本 田 建 設 株 式 会 社	本 田 征 司	緑 区 白 山 二 丁 目 7 番 28 号
11160	三 伸 建 設 株 式 会 社	長 尾 靖 文	緑 区 東 本 郷 二 丁 目 5 番 27 号
00553	有 限 会 社 佐 々 木 設 備 工 業	佐 々 木 勝	緑 区 三 保 町 2,369 番 地 の 1
30075	有 限 会 社 共 伸 設 備	八 木 繁 治	緑 区 三 保 町 2,461 番 地 の 7

11390	株 式 会 社 三 橋 緑 化 興 業	矢 部 均	青 葉 区 あ ざ み 野 一 丁 目 4 番 地 の 3
00424	株 式 会 社 大 徳 工 務 店 横 浜 出 張 所	大 徳 稔	青 葉 区 市 ケ 尾 町 1, 059 番 地 の 29
00626	株 式 会 社 千 年 水 道 工 業 所 横 浜 営 業 所	中 嶋 栄 一	青 葉 区 美 し が 丘 西 三 丁 目 50 番 地 の 3
00531	有 限 会 社 興 栄 設 備 工 業 梅 ヶ 丘 営 業 所	川 下 浩	青 葉 区 梅 が 丘 16 番 地 の 99
00629	田 園 都 市 設 備 工 業 株 式 会 社	西 山 一 正	青 葉 区 荏 田 西 三 丁 目 1 番 地 の 10
30069	有 限 会 社 イ シ ハ ラ 住 設	石 原 謙 二	青 葉 区 柿 の 木 台 18 番 地 の 11
11105	日 舗 建 設 株 式 会 社	中 島 正	青 葉 区 さ つ き が 丘 25 番 地 の 5
30106	有 限 会 社 三 裕 企 業	瀬 戸 裕 之	都 筑 区 勝 田 町 368 番 地 の 9
11273	鋏 本 設 備 設 計 有 限 会 社	鋏 本 佐 代 治	都 筑 区 川 和 町 1,68 2 番 地
30107	有 限 会 社 川 瀬 設 備 設 計	川 瀬 清	都 筑 区 北 山 田 一 丁 目 15 番 9 - 106 号
00627	株 式 会 社 ス ズ キ 神 奈 川 営 業 所	岡 野 道 弘	都 筑 区 佐 江 戸 町 2, 061 番 地
10770	株 式 会 社 佐 藤 渡 辺 横 浜 営 業 所	池 田 政 人	都 筑 区 佐 江 戸 町 43 2 番 地
11265	株 式 会 社 日 興 建 設	越 智 登	都 筑 区 大 丸 9 番 16 号
00470	有 限 会 社 宮 本 住 宅 設 備	宮 本 繁	都 筑 区 茅 ケ 崎 南 五 丁 目 2 番 20 号
11266	株 式 会 社 エ ム ケ イ	松 本 浩 一	都 筑 区 東 方 町 2,4 54 番 地 の 2
11103	千 代 田 建 設 株 式 会 社	佐 野 隆 史	都 筑 区 東 山 田 町 1, 763 番 地 の 1
00468	宮 本 管 機 株 式 会 社	宮 本 誠 一	都 筑 区 南 山 田 二 丁 目 36 番 16 号
00757	有 限 会 社 横 宮 商 会	宮 台 昌 夫	都 筑 区 南 山 田 町 4, 136 番 地 の 13
10539	秋 葉 建 設 工 業 株 式 会 社	鈴 木 孝 信	戸 塚 区 秋 葉 町 470 番 地

00453	有限会社布川設備工業所	渡 部 貴	戸塚区上倉田町1, 005番地の7
10776	藤崎建業株式会社	藤 崎 辰 徳	戸塚区上矢部町3, 250番地
11162	田中建設株式会社	柴 崎 雄 二	戸塚区汲沢一丁目33番2号
00674	有限会社内田工業所	内 田 秀 康	戸塚区汲沢五丁目10番20号
11035	武相建設株式会社	伊 藤 英 次	戸塚区汲沢五丁目2番8号
10537	有限会社島田設備	島 田 邦 夫	戸塚区汲沢町151番地1
00487	五代工業株式会社	澤 田 卓	戸塚区小雀町76番地
10774	有限会社大迫組	大 迫 義 光	戸塚区下倉田町1, 058番地の2
11384	有限会社檜村工務店	檜 村 明 弘	戸塚区下倉田町1, 122番地
00671	中央商事株式会社	茂 地 計	戸塚区戸塚町216番地
00472	東洋水工株式会社	田 中 國 夫	戸塚区名瀬町2,222番地の1
00665	株式会社クリエート・エフ	近 藤 正 紀	戸塚区名瀬町1,120番地
10899	株式会社きたむら園	北 村 裕	戸塚区東俣野町1, 231番地
00707	株式会社北新設備工業	横 谷 俊 己	戸塚区平戸二丁目32番8号
11374	カノン企画設計	田 中 澄 夫	栄区飯島町863番地の3
11155	有限会社鈴木企業	鈴 木 峯 子	栄区公田町1,034番地の1
00486	有限会社瑞穂設備工業	深 澤 強	栄区長沼町401番地の3
00708	有限会社麻生商会	麻 生 隆 美	泉区和泉町6,247番地の5
00796	有限会社上條住宅設備	上 條 健 吾	泉区和泉町7,327番地の8

10919	山 田 設 備 工 業	山 田 進	泉 区 和 泉 町 679 番 地 の 28
30097	有 限 会 社 和 興 業	斉 木 和 紀	泉 区 和 泉 町 3,532 番 地
00455	株 式 会 社 コ ー シ ン	大 沼 眞 章	泉 区 岡 津 町 2,235 番 地
11383	有 限 会 社 丸 富 士 建 興	眞 山 晃 佳	泉 区 岡 津 町 2,619 番 地 の 7
00827	有 限 会 社 米 山 設 備	米 山 政 美	泉 区 上 飯 田 町 3,81 1 番 地 の 5
30108	有 限 会 社 佐 藤 住 設 工 業	佐 藤 浩 和	泉 区 上 飯 田 町 4,68 5 番 地 の 6
00630	株 式 会 社 戸 塚 工 業 所	古 川 純 二	泉 区 中 田 北 一 丁 目 25 番 6 号
00473	有 限 会 社 鈴 木 設 備 工 業	鈴 木 康 也	泉 区 中 田 北 二 丁 目 6 番 3 号
00717	株 式 会 社 和 泉 産 商	関 俊 秀	泉 区 中 田 町 2,763 番 地 の 8
00488	長 瀬 管 工 事 有 限 会 社	長 瀬 利 博	泉 区 中 田 西 四 丁 目 21 番 7 号
30109	有 限 会 社 カ イ ノ マ 工 業	飼 沼 勲	泉 区 中 田 西 四 丁 目 22 番 11 号
00631	有 限 会 社 ス ギ ウ ラ 住 設	杉 浦 直 夫	泉 区 中 田 南 一 丁 目 26 番 45 号
11230	弥 生 建 設 株 式 会 社	土 屋 啓 一	泉 区 弥 生 台 27 番 地
11235	有 限 会 社 森 澤 組	森 澤 春 男	瀬 谷 区 阿 久 和 西 四 丁 目 11 番 地 の 3
11272	相 原 造 園 土 木 株 式 会 社	相 原 信 行	瀬 谷 区 阿 久 和 南 二 丁 目 3 番 地 の 9
00793	有 限 会 社 鈴 木 設 備 工 業	鈴 木 永 雄	瀬 谷 区 阿 久 和 南 四 丁 目 2 番 地 の 1
00459	株 式 会 社 杉 崎 工 務 店	松 永 篤 敏	瀬 谷 区 北 新 38 番 地 の 12
10903	株 式 会 社 八 洲 建 設 工 業	半 田 國 恩	瀬 谷 区 五 貫 目 町 23 番 地 の 7
00828	有 限 会 社 早 田 設 備	早 田 栄 治	瀬 谷 区 下 瀬 谷 三 丁 目 35 番 地 の 8
00457	志 水 工 業 株 式 会 社	志 水 宏 巳	瀬 谷 区 瀬 谷 二 丁 目

			43 番 地 の 11
11166	株 式 会 社 た か は し	高 橋 富 雄	瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 12 番 地 の 36
00797	有 限 会 社 オ カ モ ト 総 合 設 備	岡 本 直 樹	瀬 谷 区 竹 村 町 19 番 地 の 3
11051	有 限 会 社 大 山 設 備 工 業	大 山 弘 行	瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 9 番 地 の 45
11232	創 工 建 設 株 式 会 社	小 倉 大 典	瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 40 番 地 の 10
11165	長 門 建 設 株 式 会 社	中 原 賢 一	瀬 谷 区 中 屋 敷 二 丁 目 7 番 地 の 22
11233	小 島 造 園 株 式 会 社	高 橋 更 一	瀬 谷 区 中 屋 敷 二 丁 目 31 番 地 の 4
30098	有 限 会 社 ア ク ア ル ー ト	松 坂 啓 二	瀬 谷 区 橋 戸 三 丁 目 48 番 地 の 8
00632	有 限 会 社 渡 部 設 備	渡 部 司	瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 15 6 番 地
00476	有 限 会 社 横 山 設 備	横 山 勝 蔵	瀬 谷 区 本 郷 一 丁 目 50 番 地 の 37
11234	日 栄 建 設 株 式 会 社	萬 代 智	瀬 谷 区 本 郷 二 丁 目 7 番 地 の 5
11373	株 式 会 社 本 郷 建 設	古 川 重 紀	瀬 谷 区 本 郷 二 丁 目 29 番 地 の 2
00475	ホ ク ヨ ー 住 宅 設 備 株 式 会 社	佐 々 木 正 己	瀬 谷 区 南 瀬 谷 一 丁 目 81 番 地 の 17
00718	有 限 会 社 ハ マ 工 業	青 木 克 美	瀬 谷 区 南 瀬 谷 一 丁 目 57 番 地 の 13
30078	有 限 会 社 メ ン テ ナ ン ス 飯 田	飯 田 英 之	瀬 谷 区 宮 沢 一 丁 目 26 番 地 の 8
30111	有 限 会 社 成 瀬 管 工 設 備	成 瀬 久 夫	神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町 中 津 1,173 番 地
11375	有 限 会 社 ナ ミ フ サ 設 備	波 房 宏	神 奈 川 県 足 柄 下 郡 湯 河 原 町 鍛 冶 屋 33 5 番 地 の 12
30070	シ ス テ ム シ ョ ッ プ 萩 原 株 式 会 社	渡 邊 忠 男	鎌 倉 市 常 盤 中 ノ 坂 946 番 地 の 4
30071	株 式 会 社 長 谷 川 設 備	長 谷 川 康 裕	川 崎 市 麻 生 区 王 禅 寺 東 5 丁 目 41 番 1

			号
11386	有 限 会 社 菱 沼 工 業 所	菱 沼 政 徳	川 崎 市 川 崎 区 川 中 島 2 丁 目 8 番 5 号
30080	株 式 会 社 丸 一 設 備	森 達 夫	川 崎 市 川 崎 区 塩 浜 3 丁 目 16 番 11 号
30112	株 式 会 社 秀 和 工 業	多 村 秀 年	川 崎 市 高 津 区 梶 ケ 谷 6 丁 目 7 番 地 の 3
11376	有 限 会 社 国 府 田 設 備	國 府 田 昭 彦	川 崎 市 高 津 区 梶 ケ 谷 6 丁 目 13 番 地 の 71
30081	有 限 会 社 富 士 総 業	横 山 二 朗	川 崎 市 高 津 区 野 川 4,010 番 地
30082	有 限 会 社 山 崎 設 備 工 業	山 崎 政 紀	川 崎 市 多 摩 区 菅 北 浦 2 丁 目 13 番 12 号
30113	青 木 設 備 工 業	青 木 忠 夫	川 崎 市 多 摩 区 菅 仙 谷 3 丁 目 7 番 3 号
30099	有 限 会 社 長 尾 設 備	新 井 洋 一	川 崎 市 多 摩 区 長 尾 7 丁 目 3 番 6 - 1 01 号
30115	有 限 会 社 ト ウ シ ン 工 業	伊 藤 勝 久	相 模 原 市 相 模 大 野 7 丁 目 26 番 2 号
30101	株 式 会 社 上 野 管 工	上 野 玲 子	相 模 原 市 新 磯 野 41 8 番 地
11392	有 限 会 社 S & Y	斎 須 慎 一	相 模 原 市 相 武 台 1 丁 目 19 番 6 号
30073	八 千 代 水 道 株 式 会 社	関 根 儀 秋	相 模 原 市 田 名 3,84 6 番 地 1
30114	株 式 会 社 今 井 水 道	今 井 和 夫	相 模 原 市 中 央 6 丁 目 10 番 26 号
30083	株 式 会 社 町 田 工 業 相 模 原 営 業 所	吉 木 英 之	相 模 原 市 淵 野 辺 本 町 5 丁 目 35 番 7 号
30072	株 式 会 社 富 士 設 備	大 川 静 太	相 模 原 市 陽 光 台 2 丁 目 6 番 5 号
00789	株 式 会 社 下 田 商 会	下 山 田 英 明	平 塚 市 田 村 5 丁 目 8 番 48 号
30102	神 奈 川 山 菱 設 備 株 式 会 社	新 倉 弘 子	平 塚 市 南 原 3 丁 目 7 番 1 号

30117	有 限 会 社 ベ タ ー ラ イ フ	松 本 憲 彦	藤 沢 市 大 庭 5,443 番 地 の 7
00485	山 羽 工 業 株 式 会 社	山 根 博 正	藤 沢 市 渡 内 2 丁 目 2 番 7 号
30118	有 限 会 社 新 倉 設 備 工 業 所	新 倉 武 昭	神 奈 川 県 三 浦 郡 葉 山 町 一 色 1,392 番 地
30084	有 限 会 社 桑 山 設 備	桑 山 順 一	三 浦 市 諏 訪 町 5 番 4 号
30119	ト ラ ス ト 住 宅 設 備	山 根 純 一 郎	大 和 市 上 草 柳 3 丁 目 19 番 7 号
30086	有 限 会 社 荻 山 設 備	荻 山 秀 樹	横 須 賀 市 公 郷 町 3 丁 目 70 番 地
30088	有 限 会 社 ヒ ラ ノ	平 野 淳 一	横 須 賀 市 光 風 台 13 番 19 号
30121	株 式 会 社 岩 崎 水 道 工 事 店	岩 崎 重 幸	横 須 賀 市 三 春 町 3 丁 目 8 番 地

2 指 定 年 月 日
平 成 18 年 11 月 1 日

横 浜 市 公 告 第 782 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
30263	ブ ル ー ラ イ ン	清 水 謙 二	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 235 番 地 の 1
30264	塚 田 設 備 株 式 会 社	塚 田 忠 次 郎	川 崎 市 麻 生 区 栗 木 1 丁 目 24 番 16 号
30265	有 限 会 社 猪 俣 管 工 事 店	猪 俣 麻 治 郎	平 塚 市 平 塚 3 丁 目 8 番 6 号

2 指 定 年 月 日

平 成 18 年 11 月 1 日

横 浜 市 公 告 第 783 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について
の届出書等の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況（平成17年度）の届出があったので、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第6条の規定に基づき、その届出書の副本及び添付書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年11月2日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 資 源 循 環 局 適 正 処 理 部 産 業 廃 棄 物 対 策 課

2 縦 覧 期 間

平 成 18 年 11 月 2 日 か ら 平 成 19 年 11 月 1 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 784 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 10 月 14 日 第 17 開 211 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 中 区 太 田 町 4 丁 目 49 番 地
 株 式 会 社 エヌ ・ ジー ・ エス
 代 表 取 締 役 近 江 一 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 神 奈 川 区 菅 田 町 1,601 番 の 8 、 1,601 番 の 18 、 1,601 番 の 20 及
 び 1,601 番 の 21

横 浜 市 公 告 第 785 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 5 月 22 日 第 18 開 1701 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 渋 谷 区 南 平 台 町 5 番 6 号
 東 京 急 行 電 鉄 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 越 村 敏 昭
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 青 葉 区 荏 子 田 三 丁 目 28 番 の 1 か ら 28 番 の 12 ま で

横 浜 市 公 告 第 786 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 5 月 25 日 第 18 開 706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 台 東 区 蔵 前 1 丁 目 8 番 6 号
 株 式 会 社 H u m a n 21
 代 表 取 締 役 村 上 幹 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 722 番 の 2 及 び 722 番 の 7 か ら 722 番 の 17
 ま で

横 浜 市 公 告 第 787 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 6 月 22 日 第 18 開 1805 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 中 区 相 生 町 4 丁 目 69 番 地 の 1
 株 式 会 社 ア ル フ ァ ・ プ ラ ン ニ ン グ
 代 表 取 締 役 石 川 禎 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 都 筑 区 池 辺 町 2,721 番 の 6 か ら 2,721 番 の 8 ま で

横 浜 市 公 告 第 788 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 7 月 11 日 第 18 開 708 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 神 奈 川 区 六 角 橋 六 丁 目 17 番 25 号
 足 立 キヌエ
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 保 土 ケ 谷 区 上 星 川 二 丁 目 564 番 の 1 及 び 564 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 789 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 7 月 14 日 第 18 開 1811 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 葛 飾 区 水 元 2 丁 目 10 番 7 号
 株 式 会 社 マ ル ト モ
 代 表 取 締 役 永 井 典 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 都 筑 区 荏 田 東 三 丁 目 5 番 の 2 か ら 5 番 の 12 ま で

横 浜 市 公 告 第 790 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 8 月 7 日 第 18 開 1815 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 港 北 区 篠 原 西 町 23 番 1 号
 合 資 会 社 神 港 商 会
 無 限 責 任 社 員 岡 田 宏 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 都 筑 区 川 向 町 847 番 の 1 及 び 847 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 791 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 8 月 8 日 第 18 開 106 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 杉 並 区 宮 前 1 丁 目 15 番 13 号
 株 式 会 社 ホ ー ク ・ ワ ン
 代 表 取 締 役 平 塚 孝 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 鶴 見 区 潮 田 町 1 丁 目 52 番 の 2 か ら 52 番 の 8 ま で

横 浜 市 公 告 第 721 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 18 年 8 月 8 日 第 18 開 1607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 神 奈 川 区 栄 町 5 番 地 の 1
 三 井 不 動 産 株 式 会 社 横 浜 支 店
 支 店 長 池 上 澄 善
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 泉 区 中 田 北 三 丁 目 3,178 番 の 1 、 3,178 番 の 2 の 一 部 、 3,178
 番 の 3 か ら 3,178 番 の 6 ま で 及 び 3,179 番 の 3 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 793 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 情 報 相 談 部 建 築 道 路 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 18 ・ 2 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 18 年 10 月 20 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 28.05 m
- 5 指 定 の 場 所
 神 奈 川 区 白 幡 仲 町 158 番 の 12 、 158 番 の 14 、 158 番 の 16 及 び 16
 2 番 の 3 か ら 162 番 の 6 ま で
- 6 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 ア イ デ ィ ー エ ム
 代 表 取 締 役 田 畑 憲 士

横 浜 市 公 告 第 794 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 情 報 相 談 部 建 築 道 路 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 18 ・ 4 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 18 年 10 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 15.66 m
- 5 指 定 の 場 所
 中 区 本 牧 荒 井 121 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 ベ ン ハ ウ ス
 代 表 取 締 役 荻 間 勉

横 浜 市 公 告 第 795 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 廃 止 年 月 日
 平 成 18 年 10 月 17 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
 4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
 24.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
 鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 1,605 番 の 1 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
 西 田 孝 夫

横 浜 市 公 告 第 796 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 廃 止 年 月 日
 平 成 18 年 10 月 17 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
 4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
 10.46 m
- 4 廃 止 の 場 所
 南 区 堀 ノ 内 町 2 丁 目 168 番 の 33 及 び 172 番 の 41
- 5 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 ハ ー ト ラ イ フ
 代 表 取 締 役 山 下 圭 祐

横 浜 市 公 告 第 797 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 戸 塚 駅 西 口 第 1 地 区 第 二 種 市 街 地
再 開 発 事 業 の 管 理 処 分 計 画 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 （ 昭 和 44 年 法 律 第 38 号 ） 第 118 条 の 6 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 戸 塚 駅 西 口 第 1 地 区 第 二 種 市 街 地 再
開 発 事 業 の 管 理 処 分 計 画 を 定 め る た め 、 同 法 第 118 条 の 10 に お い て
準 用 す る 同 法 第 83 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 管 理 処 分 計
画 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 施 行 地 区 内 の 土 地 又 は 土 地 に 定 着 す る 物 件 に 関 し 権 利 を 有
す る 者 は 、 縦 覧 期 間 内 に 、 こ の 管 理 処 分 計 画 に つ い て 横 浜 市 長 に 意
見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 縦 覧 期 間
平 成 18 年 11 月 6 日 か ら 平 成 18 年 11 月 20 日 ま で
- 2 縦 覧 の 場 所
戸 塚 区 戸 塚 町 4,092 番 地 戸 塚 1 号 館 5 階
横 浜 市 都 市 整 備 局 戸 塚 駅 周 辺 再 開 発 事 務 所
- 3 縦 覧 の 時 間
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

横 浜 市 公 告 第 798 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 金 沢 八 景 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理
事 業 の 事 業 計 画 変 更 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 金 沢 八 景 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 事
業 計 画 を 変 更 す る た め 、 土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ）
第 55 条 第 13 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と
お り 関 係 図 書 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 変 更 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 満 了
の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 、 横 浜 市 長 に 意
見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 縦 覧 期 間
平 成 18 年 11 月 3 日 か ら 平 成 18 年 11 月 16 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
金 沢 区 瀬 戸 23 番 20 号
横 浜 市 都 市 整 備 局 金 沢 八 景 駅 東 口 開 発 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

区 告 示

神 奈 川 区 告 示 第 8 号

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 号 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 に よ る 団 体 と し て 、 次 の と お り 認 可 し た 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 神 奈 川 区 長 宮 崎 景

- 1 名 称
 亀 住 町 町 内 会
- 2 規 約 に 定 め る 目 的
 町 内 自 治 の 本 質 に 従 い 信 義 と 隣 人 愛 の 精 神 に 基 づ き 町 内 の 民 主
 化 を 図 り 、 会 員 の 融 和 の も と に 町 内 の 発 展 を 図 る こ と を 目 的 と す
 る 。
- 3 区 域
 神 奈 川 区 亀 住 町 全 域
- 4 事 務 所
 神 奈 川 区 亀 住 町 1 番 地 の 1
- 5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所
 渡 邊 勝 夫
 神 奈 川 区 亀 住 町 14 番 地 の 1
- 6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の
 選 任 の 有 無
 無
- 7 代 理 人 の 有 無
 無
- 8 認 可 年 月 日
 平 成 18 年 10 月 17 日

神 奈 川 区 告 示 第 9 号

地 縁 による 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 号 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 による 団 体 として、次 の と お り 認 可 し た。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 神 奈 川 区 長 宮 崎 景

1 名 称

菅 田 東 町 自 治 会

2 規 約 に 定 め る 目 的

会 員 相 互 の 親 睦 を 図 り、福 祉 を 増 進 し 生 活 の 向 上 を 目 指 す と 共
に、環 境 を 整 備 し 地 域 の 諸 団 体 や 機 関 と 共 に、地 域 社 会 の 健 全 で
豊 かな 発 展 の た め に 努 力 す る こ と を 目 的 と す る。

3 区 域

神 奈 川 区 菅 田 町 1,385 番 地 か ら 1,542 番 地 ま で、1,599 番 地 か
ら 1,621 番 地 ま で、1,623 番 地 か ら 1,686 番 地 ま で、1,713 番 地
か ら 2,001 番 地 ま で、2,015 番 地 か ら 2,610 番 地 ま で、2,618 番
地 か ら 2,870 番 地 ま で 及 び 2,875 番 地 か ら 2,974 番 地 ま で の 区 域

4 事 務 所

神 奈 川 区 菅 田 町 1,677 番 地 の 1

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

伊 藤 忠 房

神 奈 川 区 菅 田 町 1,509 番 地

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の
選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無

8 認 可 年 月 日

平 成 18 年 10 月 17 日

安全管理局

安全管理局公告第7号（平成18年10月25日揭示済）

職員の分限処分

地方公務員法（昭和25年法律261号）第28条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を平成18年10月25日分限処分に付した。

平成18年10月25日

横浜市安全管理局長 橘 川 和 夫

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
南 消 防 署	消 防 吏 員	五 十 嵐 功 一	免 職

安 全 管 理 局 達 第 25 号

消 防 署 組 織 規 程 （ 昭 和 38 年 10 月 消 防 局 達 第 15 号 ） の 一 部 を 次 の よ
う に 改 正 す る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 安 全 管 理 局 長 橋 川 和 夫

別 表 中

「

青 葉 消 防 署 荏 田 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 勝 田 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 川 和 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 佐 江 戸 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 仲 町 台 消 防 出 張 所
戸 塚 消 防 署 大 正 消 防 出 張 所

」

を

「

青 葉 消 防 署 荏 田 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 川 和 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 佐 江 戸 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 仲 町 台 消 防 出 張 所
都 筑 消 防 署 北 山 田 消 防 出 張 所
戸 塚 消 防 署 大 正 消 防 出 張 所

」

に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 平 成 18 年 11 月 15 日 か ら 施 行 す る 。

水 道 局

水道局規程第12号

横浜市水道局地域サービスセンター規程を次のように定める。

平成18年11月2日

水道事業管理者

水道局長 大 谷 幸二郎

横浜市水道局地域サービスセンター規程

(趣旨)

第1条 横浜市水道局事務分掌規程(昭和27年10月水道局規程第2号)第3条第1項に規定する地域サービスセンターについては、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

2 地域サービスセンターは、お客さまサービス推進部の所管とする。

(設置)

第2条 地域サービスセンターを次のように設置する。

名 称	位 置	担 任 地 域
鶴見・神奈川地域サービスセンター	横浜市神奈川区	鶴見区及び神奈川区の区域
西・保土ヶ谷地域サービスセンター	横浜市西区	西区及び保土ヶ谷区の区域
中・南地域サービスセンター	横浜市中区	中区及び南区の区域
港南・栄地域サービスセンター	横浜市港南区	港南区及び栄区の区域
旭・瀬谷地域サービスセンター	横浜市旭区	旭区及び瀬谷区の区域
磯子・金沢地域サービスセンター	横浜市磯子区	磯子区及び金沢区の区域
港北・都筑地域サービスセンター	横浜市港北区	港北区及び都筑区の区域
緑・青葉地域サービスセンター	横浜市緑区	緑区及び青葉区の区域
戸塚・泉地域サービスセンター	横浜市泉区	戸塚区及び泉区の区域

(担任事務)

第3条 地域サービスセンターの担任事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (2) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。

- (3) 販売促進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の
実施に關すること。
- (4) 市民協働事業に關すること。
- (5) 応急給水等に關すること。
- (6) 貯水槽水道の巡回点検に關すること。
- (7) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に關すること。
- (8) 料金事務に係る水道メーターの取付け及び取外しに關するこ
と。
- (9) 使用水量の計量及び認定に關すること。
- (10) 水道料金の減免に關すること。
- (11) 水道料金等の徴収に關すること。
- (12) 横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の違反の
調査及び取締り（給水装置及び給水装置工事に係るものを除く
。）に關すること。
- (13) 水道料金滞納者の給水停止処分に關すること。
- (14) 給水装置の開閉に關すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年11月6日から施行する。
（横浜市水道局営業所規程の廃止）
- 2 横浜市水道局営業所規程（昭和36年4月水道局規程第5号）は
、廃止する。

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年11月2日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大谷 幸二郎

水道局規程第11号

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(横浜市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 横浜市水道局事務分掌規程(昭和27年10月水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中

「営業部」 「お客さまサービス推進部

業務課 サービス推進課

配水部 料金課

配水課 を 給水部 に、

給水装置課 給水課

工業用水課」 北部工事課

西部工事担当

南部工事課

中部工事担当

北部給水維持課

西部給水維持課

南部給水維持課

中部給水維持課」

「建設部」 「施設部

計画課 計画課

技術監理課 を 技術監理課 に改める。

建設課 建設課

工業用水課」

第2条 総務部の項人材開発課の部第4号中「管路研修施設」を「研修施設」に改め、同部中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。

第2条 総務部の項経理課の部第2号を削り、同部中第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条営業部の項及び配水部の項を次のように改める。

お客さまサービス推進部

サービス推進課

(1) お客さまサービスの総括に関すること。

- (2) 販売促進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の企画及び推進に関すること。
- (3) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (4) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (5) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (6) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (7) その他部内の他の課（地域サービスセンターを含む。）の主管に属しないこと。

料 金 課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 計算センターに関すること。

給 水 部

給 水 課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水施設の管理に係る総合調整に関すること。
- (3) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（以下「水槽以下設備」という。水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (5) 配水管等の漏水に関すること。
- (6) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (7) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) その他部内の他の課の主管に属しないこと。

北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区（以下「北部地域」という。）並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区（以下「西部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

(3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（北部給水維持課の主管に属するものを除く。）。

(4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（北部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

西部工事担当

(1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

(2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること（西部給水維持課の主管に属するものを除く。）。

(3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること（西部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

南部工事課

(1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）並びに西区、中区、南区及び保土ケ谷区（以下「中部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。

(2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

(3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（南部給水維持課の主管に属するものを除く。）。

(4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（南部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

中部工事担当

(1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

(2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること（中部給水維持課の主管に属するものを除く。）。

(3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること（中部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

北部給水維持課

(1) 北部地域における配水の計画及び調整に関すること。

(2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること。

(3) 北部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。

(4) 北部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。

(5) 北部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管

台帳に關すること。

- (6) 北部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に關すること。
- (7) 北部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に關すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 北部地域における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）の違反の調査及び取締りに關すること。
- (9) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に關すること。
- (10) 北部地域における配水計画に關する水質、水圧等に係る調査に關すること。
- (11) 北部地域における工事等に伴う水道メーターの取付け及び取外しに關すること。
- (12) 北部地域における運搬給水等に關すること。
- (13) その他北部地域における給水装置工事に關すること。

西部給水維持課

- (1) 西部地域における配水の計画及び調整に關すること。
- (2) 西部地域における断水及び給水制限に關すること。
- (3) 西部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に關すること（西部工事担当の主管に属するものを除く。）。
- (4) 西部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に關すること。
- (5) 西部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に關すること。
- (6) 西部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に關すること。
- (7) 西部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に關すること（西部工事担当の主管に属するものを除く。）。
- (8) 西部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに關すること。
- (9) 西部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に關すること。
- (10) 西部地域における配水計画に關する水質、水圧等に係る調査に關すること。

(11) 西部地域における工事等に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関する事。

(12) 西部地域における運搬給水等に関する事。

(13) その他西部地域における給水装置工事にに関する事。

南部給水維持課

(1) 南部地域における配水の計画及び調整に関する事。

(2) 南部地域における断水及び給水制限に関する事。

(3) 南部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関する事（南部工事課の主管に属するものを除く。）。

(4) 南部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関する事。

(5) 南部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関する事。

(6) 南部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関する事。

(7) 南部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関する事（南部工事課の主管に属するものを除く。）。

(8) 南部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りにに関する事。

(9) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事にに関する事。

(10) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関する事。

(11) 南部地域における工事等に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関する事。

(12) 南部地域における運搬給水等に関する事。

(13) その他南部地域における給水装置工事にに関する事。

中部給水維持課

(1) 中部地域における配水の計画及び調整に関する事。

(2) 中部地域における断水及び給水制限に関する事。

(3) 中部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関する事（中部工事担当の主管に属するものを除く。）。

(4) 中部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関する事。

(5) 中部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関する事。

(6) 中部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加

入金の徴収及び減免に関すること。

- (7) 中部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事担当の主管に属するものを除く。）。
- (8) 中部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中部地域における運搬給水等に関すること。
- (12) その他中部地域における給水装置工事に関すること。
- (13) 水道メーターに関すること（他の課（地域サービスセンターを含む。）の主管に属するものを除く。）。

第2条建設部の項中「建設部」を「施設部」に改め、同項計画課の部第3号中「配水部」を「給水部」に改め、同部中第7号を次のように改める。

- (7) 国内外の新技術に関する調査及び研究に関すること。

第2条建設部の項建設課の部第1号中「配水部」を「給水部」に改め、同部の次に次のように加える。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関すること。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関すること。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関すること。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関すること。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関すること。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関すること。
- (8) 工業水道料金の減免に関すること。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関すること。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関すること。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関すること。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関すること。

- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関すること。

第3条第1項中「営業部に営業所、配水部に配水管理所」を「お客さまサービス推進部に地域サービスセンター」に改める。

第5条第2項中「事業所（水道記念館及び水源林管理所を除く。）に所長」を「地域サービスセンターに地域サービスセンター長」に改める。

第7条中「及び場長」を「、場長その他の者」に改める。

第8条の見出しを「（代理）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 担当理事、部長、担当部長、部次長、課長、場長、担当課長、課長補佐、係長及び担当係長に事故があるとき、又はそれらの者が欠けたときは、別に定めるもののほか、主管の上席者がその事務を代理する。

第9条を削る。

（横浜市水道局係設置規程の一部改正）

第2条 横浜市水道局係設置規程（昭和36年9月水道局規程第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「経 理 課 経 理 第 一 係 経 理 第 二 係 出 納 係」
を

「経 理 課 経 理 係 会 計 係」

に、

「営 業 部

業 務 課 業 務 係 料 金 管 理 係

営 業 所 （鶴見、神奈川、港南、旭、磯子、港北、緑、青葉及び戸塚営業所）

業 務 係 料 金 係 工 事 係

（西、中、南、保土ヶ谷、金沢、都筑、栄、泉及び瀬谷営業所）

業 務 係 工 事 係

配 水 部

配 水 課 事 務 係 配 水 係 管 路 情 報 係 漏 水 管 理 係

中 部 事 務 係 配 水 係 配 水 工 事 係 維 持 係

配 水 管 理 所 事 務 係 配 水 係 配 水 工 事 係 維 持 係

北 部 事 務 係 配 水 係 配 水 工 事 係 維 持 係

配 水 管 理 所 事 務 係 配 水 係 配 水 工 事 係 維 持 係

西 部 事 務 係 配 水 係 配 水 工 事 係 維 持 係

配 水 管 理 所 事 務 係 配 水 係 配 水 工 事 係 維 持 係

南 部 事 務 係 配 水 係 配 水 工 事 係 維 持 係

配 水 管 理 所
給 水 装 置 課 指 導 係 装 置 係 量 水 器 係
工 業 用 水 課 事 務 係 施 設 係 」

を

「お 客 さ ま サ
ー ビ ス 推 進
部

サ ー ビ ス 推 進 課 サ ー ビ ス 企 画 係 受 付 支 援 係

料 金 課 料 金 管 理 係
地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー (鶴 見 ・ 神 奈 川 、 西 ・ 保 土 ヶ 谷 、 中 ・ 南 、 港
南 ・ 栄 、 旭 ・ 瀬 谷 、 磯 子 ・ 金 沢 、 港 北 ・ 都 筑
、 緑 ・ 青 葉 及 び 戸 塚 ・ 泉 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ
ー)
お 客 さ ま 係 料 金 係

給 水 部

給 水 課 配 水 係 給 水 装 置 係 漏 水 管 理 係
北 部 工 事 課 北 部 管 理 係 北 部 設 計 係 北 部 工 事 係
西 部 工 事 担 当 西 部 設 計 担 当 西 部 工 事 担 当

南 部 工 事 課 南 部 管 理 係 南 部 設 計 係 南 部 工 事 係
中 部 工 事 担 当 中 部 設 計 担 当 中 部 工 事 担 当

北 部 給 水 維 持 課 北 部 給 水 管 理 係 北 部 給 水 維 持 係 鶴 見 給 水
管 理 係 鶴 見 給 水 維 持 係
西 部 給 水 維 持 課 西 部 給 水 管 理 係 西 部 給 水 維 持 係 青 葉 給 水
管 理 係 青 葉 給 水 維 持 係
南 部 給 水 維 持 課 南 部 給 水 管 理 係 南 部 給 水 維 持 係 戸 塚 給 水
管 理 係 戸 塚 給 水 維 持 係
中 部 給 水 維 持 課 中 部 給 水 管 理 係 中 部 給 水 維 持 係 量 水 器 係
保 土 ヶ 谷 給 水 管 理 係 保 土 ヶ 谷 給 水 維 持 係 」

に、

「 建 設 部

計 画 課 事 業 計 画 係 施 設 計 画 係
技 術 監 理 課 技 術 指 導 係 工 事 検 査 係 設 計 基 準 係
建 設 課 事 務 係 設 計 係 工 事 係 営 繕 係 」

を

「 施 設 部

計 画 課 事 業 計 画 係 施 設 計 画 係
技 術 監 理 課 技 術 指 導 係 工 事 検 査 係 設 計 基 準 係

建 設 課 設 計 係 工 事 係 営 繕 係
 工 業 用 水 課 事 務 係 設 計 工 事 係 管 理 係 」
 に改める。

第 2 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(担 任 地 域 等)

第 2 条 の 2 給 水 部 工 事 課 及 び 給 水 維 持 課 の 担 任 地 域 は 、 次 の と
 お り と す る 。

課 の 名 称	係 の 名 称	担 任 地 域
北 部 工 事 課	北 部 管 理 係	鶴 見 区 、 神 奈 川 区 、 旭 区 、 港 北 区 、 緑 区 、 青 葉 区 、 都 筑 区 、 泉 区 及 び 瀬 谷 区 の 区 域
	北 部 設 計 係 北 部 工 事 係	鶴 見 区 、 神 奈 川 区 、 港 北 区 及 び 都 筑 区 の 区 域
西 部 工 事 担 当	西 部 設 計 担 当 西 部 工 事 担 当	旭 区 、 緑 区 、 青 葉 区 、 泉 区 及 び 瀬 谷 区 の 区 域
南 部 工 事 課	南 部 管 理 係	西 区 、 中 区 、 南 区 、 港 南 区 、 保 土 ケ 谷 区 、 磯 子 区 、 金 沢 区 、 戸 塚 区 及 び 栄 区 の 区 域
	南 部 設 計 係 南 部 工 事 係	港 南 区 、 磯 子 区 、 金 沢 区 、 戸 塚 区 及 び 栄 区 の 区 域
中 部 工 事 担 当	中 部 設 計 担 当 中 部 工 事 担 当	西 区 、 中 区 、 南 区 及 び 保 土 ケ 谷 区 の 区 域
北 部 給 水 維 持 課	北 部 給 水 管 理 係 北 部 給 水 維 持 係	港 北 区 及 び 都 筑 区 の 区 域
	鶴 見 給 水 管 理 係 鶴 見 給 水 維 持 係	鶴 見 区 及 び 神 奈 川 区 の 区 域
西 部 給 水 維 持 課	西 部 給 水 管 理 係 西 部 給 水 維 持 係	旭 区 、 泉 区 及 び 瀬 谷 区 の 区 域
	青 葉 給 水 管 理 係 青 葉 給 水 維 持 係	緑 区 及 び 青 葉 区 の 区 域
南 部 給 水 維 持 課	南 部 給 水 管 理 係 南 部 給 水 維 持 係	磯 子 区 及 び 金 沢 区 の 区 域
	戸 塚 給 水 管 理 係 戸 塚 給 水 維 持 係	港 南 区 、 戸 塚 区 及 び 栄 区 の 区 域
中 部 給 水 維 持 課	中 部 給 水 管 理 係 中 部 給 水 維 持 係	中 区 及 び 南 区 の 区 域
	量 水 器 係	市 内 全 域
	保 土 ケ 谷 給 水 管 理 係	西 区 及 び 保 土 ケ 谷 区 の 区 域

	保土ヶ谷給水維持 係	
--	---------------	--

第3条総務部の項人材開発課研修係の部第1号中「除く。」の次に「次号及び第3号において同じ。」を加え、同部第2号中「（技術研修に係るものを除く。）」を削り、同部第3号を削り、同部第4号中「（技術研修に係るものを除く。）」を削り、同号を同部第3号とし、同部第5号を同部第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 研修施設の管理に関すること。

第3条総務部の項人材開発課技術研修係の部第3号を削り、同部第4号を同部第3号とし、同部第5号を同部第4号とし、同部第6号を同部第5号とし、同部第7号中「管路研修施設の維持管理」を「研修施設の管理」に改め、「関すること」の次に「（技術研修に係るものに限る。）」を加え、同号を同部第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。

第3条総務部の項経理課の部を次のように改める。

経 理 課

経 理 係

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (4) 課内の文書、統計及び人事に関すること。
- (5) 他の係の主管に属しないこと。

会 計 係

- (1) 財務諸表の作成その他決算に関すること。
- (2) 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- (3) 財務状況の調査及び分析に関すること。
- (4) 財務会計の電子計算機処理に関すること。
- (5) 収支証書類の整理及び保管に関すること。
- (6) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (7) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (8) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (10) 課内の予算及び決算に関すること。

第3条営業部の項及び配水部の項を次のように改める。

お客さまサービス推進部

サービス推進課

サービス企画係

- (1) お客様サービスの総括に関すること。
- (2) 販売促進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の企画及び推進に関すること。
- (3) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (4) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (5) 部内業務の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の予算、決算、文書及び統計の総括並びに課内の予算、決算、文書及び人事に関すること。
- (7) その他部内の他の課（地域サービスセンターを含む。）及び他の係（計算センターを含む。）の主管に属しないこと。

受付支援係

- (1) お客様サービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (2) お客様満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。

料 金 課

料金管理係

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 課内の予算、決算、文書、統計及び人事に関すること。

地域サービスセンター（鶴見・神奈川、西・保土ケ谷、中・南、港南・栄、旭・瀬谷、磯子・金沢、港北・都筑、緑・青葉及び戸塚・泉地域サービスセンター）

お客様係

- (1) お客様サービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 販売促進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の実施に関すること。
- (3) 市民協働事業に関すること。
- (4) 応急給水等に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (7) 料金事務に係る水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (8) 地域サービスセンター内の予算、決算、文書、統計及び人事に関すること。
- (9) その他地域サービスセンター内の他の係の主管に属しないこと。

料 金 係

- (1) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 使用水量の計量及び認定に関する事。
- (3) 水道料金の減免に関する事。
- (4) 水道料金等の徴収に関する事。
- (5) 横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）の違反の調査及び取締り（給水装置及び給水装置工事に係るものを除く。）に関する事。
- (6) 水道料金滞納者の給水停止処分に関する事。
- (7) 給水装置の開閉に関する事。

給 水 部

給 水 課

配 水 係

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関する事。
- (2) 課内の予算、決算、文書及び人事に関する事。
- (3) 部内業務の連絡調整に関する事。
- (4) その他部内の他の課及び他の係の主管に属しない事。

給 水 装 置 係

- (1) 配水施設の管理に係る総合調整に関する事。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（以下「水槽以下設備」という。水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関する事。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関する事。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関する事。
- (5) 給水維持課の技術的事項の連絡調整に関する事。

漏 水 管 理 係

- (1) 配水管等の漏水防止に関する計画、調査及び研究に関する事。
- (2) 配水管等の漏水調査及び漏水防止工事に関する事。
- (3) 給水装置の漏水調査の受託その他漏水防止に関する事。
- (4) 水道施設図の作成、整理及び保管に関する事。
- (5) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関する事。

工事課（北部及び南部工事課）・工事担当（西部及び中部工事担当）

管 理 係（北部及び南部管理係）

- (1) 配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関する事。
- (2) 工事課及び工事担当に係る予算、決算、文書、統計及び人事の総括に関する事（北部管理係が北部工事課と西部工事

担当の総括を、南部管理係が南部工事課と中部工事担当の総括を行う。) 。

設計係（北部及び南部設計係）・設計担当（西部及び中部設計担当）

- (1) 送水管、配水管等の工事の設計に関すること（給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。) 。
- (2) 工事負担金の徴収に関すること（給水維持課の主管に属するものを除く。) 。
- (3) 課内の予算、決算、文書、統計及び人事に関すること。
- (4) 他の係の主管に属しないこと。

工事係（北部及び南部工事係）・工事担当（西部及び中部工事担当）

- (1) 送水管、配水管等の工事の施行に関すること（給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。) 。
- (2) 送水管、配水管等の工事に伴う断水の連絡調整に関すること。

給水維持課（北部、西部、南部及び中部給水維持課）

給水管理係

- (1) 課の担任地域に係る配水の計画及び調整に関すること（北部給水管理係、西部給水管理係、南部給水管理係及び中部給水管理係に限る。) 。
- (2) 断水及び給水制限の計画及び告知に関すること。
- (3) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課及び工事担当の主管に属するものを除く。) 。
- (4) 給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（工事課及び工事担当の主管に属するものを除く。) 。
- (8) 給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 他機関との連絡調整に関すること。
- (10) 課内の予算、決算、文書、統計及び人事に関すること（北部給水管理係、西部給水管理係、南部給水管理係及び中部給水管理係に限る。) 。
- (11) 他の係の主管に属しないこと。

給水維持係

- (1) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (2) 断水及び給水制限の実施に関すること（告知に関するものを除く。）。
- (3) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (4) 給水装置の修繕に関すること。
- (5) 工事等に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (6) 運搬給水等に関すること。

量水器係

- (1) 水道メーターの出納、管理及び統計に関すること。
- (2) 水道メーターの調査及び研究に関すること。
- (3) 水道メーターの据替え及び台帳に関すること（共同住宅に関するものを含む。）。
- (4) その他水道メーターに関すること（他の課（地域サービスセンターを含む。）及び他の係の主管に属するものを除く。）。

第3条建設部の項中「建設部」を「施設部」に改め、同項計画課事業計画係の部中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 国内外の新技术に関する調査及び研究に関すること。

第3条建設部の項計画課事業計画係の部第3号を同部第4号とし、同部第2号中「（受水計画に係るものを除く。）」を削り、同号を同部第3号とし、同部第1号を同部第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。

第3条建設部の項計画課施設計画係の部第1号を削り、同部第2号中「配水部」を「給水部」に改め、同号を同部第1号とし、同部第3号及び第4号を削り、同項建設課事務係の部を削り、同項建設課設計係の部を次のように改める。

設計係

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）に係る工事の設計に関すること。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関すること（他の部の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関

すること。

(4) 課内の予算、決算、文書、統計及び人事に関すること。

(5) 他の係の主管に属しないこと。

第3条建設部の項建設課の部の次に次のように加える。

工業用水課

事務係

(1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関すること。

(2) 工業用水道料金その他横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく諸収入に関すること。

(3) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関すること。

(4) 工業用水道の断水及び給水制限の告知に関すること。

(5) 工業用水道料金の減免に関すること。

(6) 工業用水道工事負担金の収入に関すること。

(7) 工業用水道の建設改良事業等に係る財源の確保に関すること。

(8) 課内の予算、決算、文書、統計及び人事に関すること。

(9) 工業用水道の企画及び調査に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

(10) 他の係の主管に属しないこと。

設計工事係

(1) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関すること。

(2) 工業用水道の建設改良及び維持工事の設計並びに施行に関すること（管理係の主管に属するものを除く。以下この項において同じ。）。

(3) 工業用水道条例に基づく給水施設工事の設計及び施行に関すること。

(4) 工業用水道の技術的事項の企画及び調査に関すること。

(5) 工業用水道施設並びに給水施設及び流末施設に関すること。

管理係

(1) 工業用水道に係る浄水、送水及び配水並びに工業用水道施設の維持管理に関すること。

(2) 工業用水道の断水及び給水制限の計画及び連絡調整に関すること。

(3) 工業用水道施設の設備工事の企画及び調査に関すること。

(4) 工業用水道施設の設備工事の設計及び施行に関すること。

(5) 工業用水道に係る設備及びシステムの運用並びに保守点検

に 関 す る こ と。

(6) 工業用水道に係る水量メーターの管理に 関 す る こ と。

(7) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に 関 す る こ と。

(横浜市水道局計算センター規程の一部改正)

第 3 条 横浜市水道局計算センター規程 (平成 5 年 7 月水道局規程第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項中「営業部業務課長」を「お客さまサービス推進部料金課長」に改める。

(横浜市水道局公印規程の一部改正)

第 4 条 横浜市水道局公印規程 (昭和 36 年 9 月水道局規程第 24 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項の表中

「

横浜市水道局水道技術管理者印	建設部 計画課長	建設部 計画課
----------------	-------------	------------

」

を

「

横浜市水道局水道技術管理者印	総務部 総務課長	総務部 総務課
----------------	-------------	------------

」

に、

「

営業部長印、刷込専用分任企業出納員印 (営業所)	営業部 業務課長	営業部 業務課
配水部長印	配水部 配水課長	配水部 配水課

」

を

「

お客さまサービス推進部長印、刷込専用分任企業出納員印 (地域サービスセンター)	お客さまサービス推進部 サービス推進課長	お客さまサービス推進部 サービス推進課
給水部長印	給水部 給水課長	給水部 給水課

」

に、

「

建 設 部 長 印	建 設 部 計 画 課 長	建 設 部 計 画 課
-----------	------------------	----------------

」

を

「

施 設 部 長 印	施 設 部 計 画 課 長	施 設 部 計 画 課
-----------	------------------	----------------

」

に、

「

水 道 記 念 館 長 印、水 源 林 管 理 所 長 印、営 業 所 長 印 、配 水 管 理 所 長 印、浄 水 場 長 印（以下「水 道 記 念 館 長 印 等」という。）	主 管 事 業 所 の 長	主 管 事 業 所
---	------------------	-----------

」

を

「

水 道 記 念 館 長 印、水 源 林 管 理 所 長 印、地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 印、浄 水 場 長 印（以下「水 道 記 念 館 長 印 等」という。）	主 管 事 業 所 の 長	主 管 事 業 所
--	------------------	-----------

」

に、

「

自 動 振 替 払 専 用 前 渡 金 取 扱 者 印	総 務 部 経 理 第 一 係 長	総 務 部 経 理 課
--------------------------------	----------------------	----------------

」

を

「

自 動 振 替 払 専 用 前 渡 金 取 扱 者 印	総 務 部 経 理 係 長	総 務 部 経 理 課
--------------------------------	------------------	----------------

」

に改める。

第2号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式 （ 第 8 条 ）

公 印 台 帳

新 調 ・ 改 刻 印 影	廃 止 印 影
---------------	---------

名 称							
種 別		印 材		寸 法		書 体	
公 印 管 守 者				保 管 場 所			
台 帳 登 載 年 月 日	年 月 日						
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日						
市 報 登 載	年 月 日 市 報 第 号 、 告 示 第 号						
変 更 年 月 日 及 び 特 記 事 項	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
廃 止 年 月 日 及 び 理 由	・ ・						
改 刻 年 月 日 及 び 理 由	・ ・						

(A 4)

(備 考)

印影欄及び市報登載欄については、適宜修正して使用できることとする。

(横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程の一部改正)

第5条 横浜市水道局企業職員の職務発明に関する規程(昭和57年12月水道局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「営業部長、配水部長」を「お客さまサービス推進部長、給水部長」に、「建設部長」を「施設部長」に改める。

(横浜市水道局工事安全管理規程の一部改正)

第6条 横浜市水道局工事安全管理規程(昭和45年10月水道局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「営業部、配水部、浄水部及び建設部」を「管財部、給水部、浄水部及び施設部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年11月6日から施行する。

(横浜市水道局配水管理所規程等の廃止)

2 次の規程は、廃止する。

(1) 横浜市水道局配水管理所規程(昭和46年6月水道局規程第12号)

(2) 横浜市水道局工業用水道管理事務所規程(昭和52年4月水道局規程第9号)

(経過措置)

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の横浜市水道局事務分掌規程及び横浜市水道局係設置規程の規定による次表の左欄に掲げる部の課若しくは係の課長若しくは係長に補せられ、又はこれらの課若しくは係に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規程の施行の日において、それぞれこの規程による改正後の横浜市水道局事務分掌規程及び横浜市水道局係設置規程の規定による次表の右欄に掲げる部の課若しくは係の課長若しくは係長に補せられ、又はこれらの課若しくは係に勤務を命ぜられたものとする。

部	課	係	部	課	係
総務部	経理課	経理第一係 経理第二係 出納係	総務部	経理課	経理係 会計係 会計係

横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成18年11月2日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大谷 幸二郎

水道局規程第13号

横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程

横浜市水道局会計規程（昭和36年4月水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「配水部給水装置課長（以下「給水装置課長」という。）」を「給水部中部給水維持課長（以下「中部給水維持課長」という。）」に改める。

第5条中「給水装置課長」を「中部給水維持課長」に、同条第1号中「課に準ずる事業所（水道記念館を除く。）の長を含む」を「横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第1条の2第1項又は第3条第1項に規定する課、場及び事業所の長をいう」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 分任企業出納員は、各課長（経理課長並びに管財課長及び中部給水維持課長を除く。）並びに総務部総務課担当係長（水道記念館等担当。以下「総務課担当係長」という。）、総務部経理課会計係長、管財部管財課管理係長、お客さまサービス推進部料金課計算センター所長、給水部給水課漏水管理係長、給水部北部給水維持課鶴見給水管理係長、給水部西部給水維持課青葉給水管理係長、給水部南部給水維持課戸塚給水管理係長、給水部中部給水維持課中部給水管理係長（以下「中部給水管理係長」という。）、給水部中部給水維持課保土ヶ谷給水管理係長、浄水部西谷浄水場鶴ヶ峰浄水事務所長、浄水部川井浄水場青山水源事務所長及び浄水部川井浄水場相模原沈澱事務所長をもって充てる。

第6条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、お客さまサービス推進部料金課長（以下「料金課長」という。）にあってはお客さまサービス推進部料金課計算センターに係る所掌事務以外の所掌事務を、給水部給水課長（以下「給水課長」という。）にあっては給水部給水課漏水管理係に係る所掌事務以外の所掌事務を、給水部北部給水維持課長にあっては給水部北部給水維持課鶴見給水管理係及び鶴見給水維持係に係る所掌事務以外の所掌事務を、給水部西部給水維持課長にあっては給水部西部給水維持課青葉給水管理係及び青葉給水維持係に係る所掌事務以外の所掌事務を、給水部南部給水維持課長にあっては給水部南部給水維持課戸塚給水管理係及び戸塚給水維持係に係る所掌事務以外の所掌事務を、中部給水管理係長にあっては給水部中

部給水維持課保土ヶ谷給水管理係及び保土ヶ谷給水維持係に係る所掌事務以外の所掌事務を、浄水部西谷浄水場長（以下「西谷浄水場長」という。）にあっては浄水部西谷浄水場鶴ヶ峰浄水事務所に係る所掌事務以外の所掌事務を、浄水部川井浄水場長にあっては浄水部川井浄水場青山水源事務所及び相模原沈澱事務所に係る所掌事務以外の所掌事務をつかさどるものとする。

第7条第1項の表を次のように改める。

水道料金及び水道料金等納入証明手数料	料金課長、お客さまサービス推進部地域サービスセンター長（以下「地域サービスセンター長」という。） 、給水部給水維持課長（中部給水維持課長を除く。以下「給水維持課長」という。）及び給水部給水維持課給水管理係長（鶴見、青葉、戸塚、中部及び保土ヶ谷給水管理係長に限る。以下「給水管理係長」という。）
修繕工事代金及び配水管き損による損害賠償金	給水維持課長及び給水管理係長
産物売却代金	管財部水源林管理所長
水の缶詰及び水のペットボトル詰頒布代金	総務部総務課長（以下「総務課長」という。） 、総務課担当係長、お客さまサービス推進部サービス推進課長（以下「サービス推進課長」という。） 、地域サービスセンター長、給水維持課長及び給水管理係長
メーター弁償代金	地域サービスセンター長、給水維持課長及び給水管理係長
配水管又は給水装置に係る図面の写しの交付手数料	給水維持課長及び給水管理係長
水の缶詰及び水のペットボトル詰配達代金 指定給水装置工事事業者の指定手数料、指定給水装置工事事業者に係る指定書の再交付手数料及び指定給水装置	サービス推進課長及び地域サービスセンター長 給水課長

工 事 事 業 者 証 明 手 数 料	
契 約 締 結 に 伴 う 証 明 手 数 料	管 財 部 契 約 課 長 （ 以 下 「 契 約 課 長 」 と い う 。 ）
園 芸 の 土 頒 布 代 金	西 谷 浄 水 場 長

第 7 条 第 2 項 中 「 業 務 課 長 及 び 営 業 所 長 」 を 「 料 金 課 長 、 地 域 サ
ー ビ ス セ ン タ ー 長 、 給 水 維 持 課 長 及 び 給 水 管 理 係 長 」 に 改 め る 。

第 9 条 第 2 項 た だ し 書 中 「 営 業 部 各 営 業 所 」 を 「 お 客 さ ま サ ー ビ
ス 推 進 部 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー （ 以 下 「 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 」 と
い う 。 ） 及 び 給 水 部 給 水 維 持 課 （ 以 下 「 給 水 維 持 課 」 と い う 。 ） 」
に 改 め 、 「 分 任 企 業 出 納 員 」 の 前 に 「 物 品 企 業 出 納 員 及 び 」 を 加 え
、 同 条 第 4 項 を 削 る 。

第 44 条 第 1 項 た だ し 書 中 「 営 業 部 業 務 課 及 び 各 営 業 所 」 を 「 お 客
さ ま サ ー ビ ス 推 進 部 料 金 課 、 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 及 び 給 水 維 持 課
」 に 改 め る 。

第 73 条 第 3 項 た だ し 書 を 削 り 、 同 条 第 6 項 中 「 経 理 課 経 理 第 一 係
長 」 を 「 総 務 部 経 理 課 経 理 係 長 （ 以 下 「 経 理 係 長 」 と い う 。 ） 」 に
改 め る 。

第 75 条 第 7 項 中 「 経 理 課 経 理 第 一 係 長 」 を 「 経 理 係 長 」 に 改 め る
。

第 83 条 第 2 項 中 「 管 財 部 契 約 課 長 （ 以 下 「 契 約 課 長 」 と い う 。 ）
」 を 「 契 約 課 長 」 に 改 め る 。

第 170 条 第 1 項 中 「 総 務 部 総 務 課 長 （ 以 下 「 総 務 課 長 」 と い う 。
） 」 を 「 総 務 課 長 」 に 改 め る 。

第 1 号 様 式 中 「 係 長 」 を 「 会 計 係 長 」 に 改 め る 。

第 16 号 様 式 、 第 17 号 様 式 及 び 第 19 号 様 式 中 「 出 納 係 長 」 を 「 会 計
係 長 」 に 改 め る 。

第 20 号 様 式 そ の 1 中 「 取 扱 営 業 所 名 」 を 「 取 扱 地 域 サ ー ビ ス セ ン
タ ー 名 」 に 改 め る 。

第 20 号 様 式 そ の 2 中 「 営 業 所 」 を 「 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 」 に 、
「 取 扱 営 業 所 」 を 「 取 扱 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 」 に 改 め る 。

第 25 号 様 式 中 「 横 浜 港 郵 便 局 」 を 「 横 浜 市 役 所 内 郵 便 局 」 に 、 「
出 納 係 長 」 を 「 会 計 係 長 」 に 改 め る 。

第 31 号 様 式 及 び 第 32 号 様 式 中 「 出 納 係 長 」 を 「 会 計 係 長 」 に 改 め
る 。

第 43 号 様 式 中 「 経 理 第 一 係 長 」 を 「 経 理 係 長 」 に 改 め る 。

第 56 号 様 式 中 「 経 理 係 長 」 を 「 会 計 係 長 」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 規 程 は 、 平 成 18 年 11 月 6 日 か ら 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の横浜市水道局会計規程の規定により作成されている様式書類は、なお、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

水道局告示第 7 号

横浜市水道局給水部北部工事課等の執務場所

横浜市水道局給水部北部工事課、西部工事担当、南部工事課、中部工事担当、北部給水維持課、西部給水維持課、南部給水維持課、中部給水維持課、浄水部設備課、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場、水質課、施設部技術監理課、建設課及び工業用水課の執務場所を次のように定める。

横浜市水道局配水部工業用水課等の執務場所（平成18年5月水道局告示第5号）は、廃止する。

平成18年11月2日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大 谷 幸 二 郎

事 業 所	執 務 場 所
給 水 部 北 部 工 事 課	横 浜 市 港 北 区
給 水 部 西 部 工 事 担 当	横 浜 市 瀬 谷 区
給 水 部 南 部 工 事 課	横 浜 市 磯 子 区
給 水 部 中 部 工 事 担 当	横 浜 市 南 区
給 水 部 北 部 給 水 維 持 課	横 浜 市 港 北 区
給 水 部 西 部 給 水 維 持 課	横 浜 市 瀬 谷 区
給 水 部 南 部 給 水 維 持 課	横 浜 市 磯 子 区
給 水 部 中 部 給 水 維 持 課	横 浜 市 南 区
浄 水 部 設 備 課	横 浜 市 保 土 ケ 谷 区
浄 水 部 西 谷 浄 水 場	横 浜 市 保 土 ケ 谷 区
浄 水 部 川 井 浄 水 場	横 浜 市 旭 区
浄 水 部 小 雀 浄 水 場	横 浜 市 戸 塚 区
浄 水 部 水 質 課	横 浜 市 保 土 ケ 谷 区
施 設 部 技 術 監 理 課	横 浜 市 保 土 ケ 谷 区
施 設 部 建 設 課	横 浜 市 保 土 ケ 谷 区
施 設 部 工 業 用 水 課	横 浜 市 旭 区

水道局告示第8号

公印の新調及び廃止

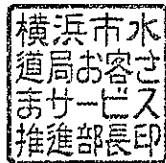
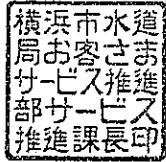
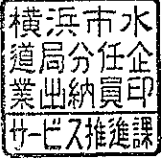
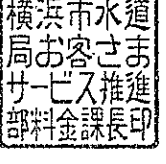
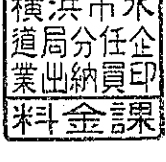
次のとおり公印を新調し、及び廃止する。

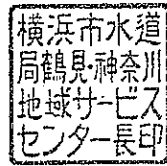
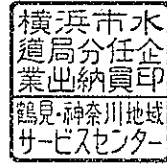
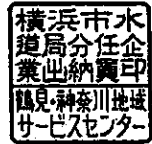
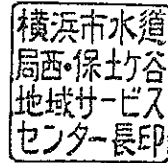
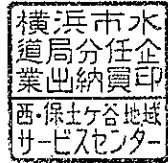
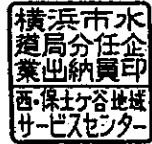
平成18年11月2日

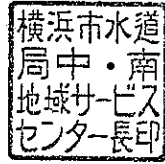
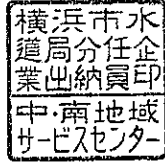
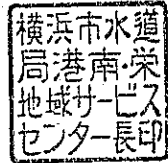
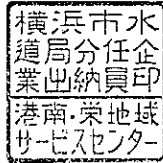
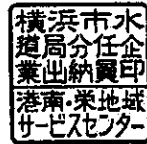
横浜市水道事業管理者

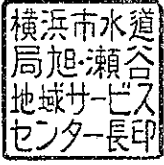
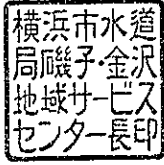
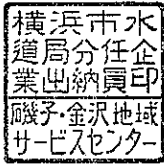
水道局長 大谷 幸二郎

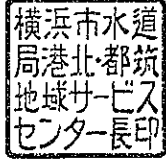
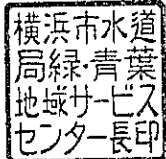
1 新調

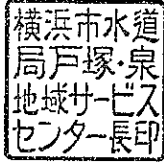
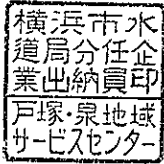
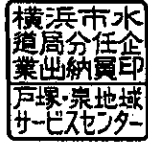
公印の名称	使用開始年月日	印 影
横浜市水道局お客さまサービス推進部長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局お客さまサービス推進部サービス推進課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (サービス推進課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局お客さまサービス推進部料金課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (料金課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

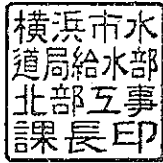
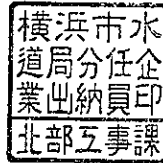
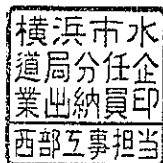
横浜市水道局鶴見・神奈川地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (鶴見・神奈川地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (鶴見・神奈川地域サービスセンター刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)
横浜市水道局西・保土ヶ谷地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (西・保土ヶ谷地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (西・保土ヶ谷地域サービスセンター刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)

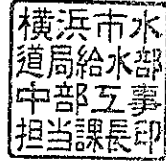
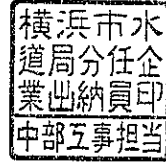
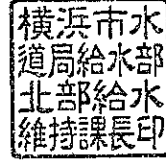
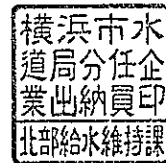
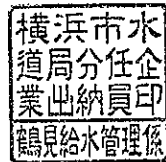
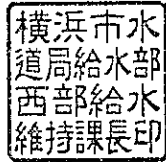
横浜市水道局中・南地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (中・南地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (中・南地域サービスセンター 刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)
横浜市水道局港南・栄地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (港南・栄地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (港南・栄地域サービスセンター 刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)

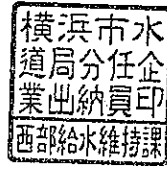
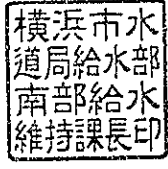
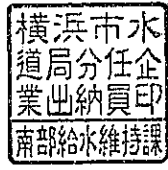
横浜市水道局旭・瀬谷地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (旭・瀬谷地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (旭・瀬谷地域サービスセンター刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)
横浜市水道局磯子・金沢地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (磯子・金沢地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (磯子・金沢地域サービスセンター刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)

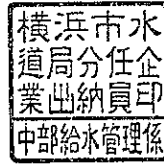
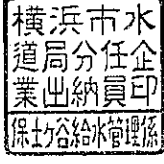
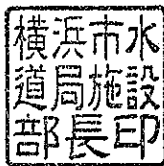
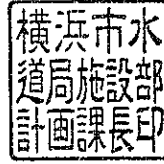
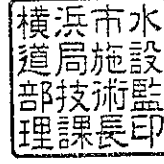
横浜市水道局港北・都筑地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (港北・都筑地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (港北・都筑地域サービスセンター刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)
横浜市水道局緑・青葉地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (緑・青葉地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (緑・青葉地域サービスセンター刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)

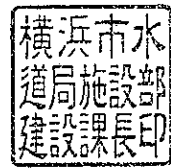
横浜市水道局戸塚・泉地域サービスセンター長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (戸塚・泉地域サービスセンター)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (戸塚・泉地域サービスセンター刷込専用)	平成18年11月6日	 (方18.5ミリメートル)
横浜市水道局給水部長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局給水部給水課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (給水課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横浜市水道局給 水部北部工事課 長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (北部工事課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局給 水部西部工事担 当課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (西部工事担当)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局給 水部南部工事課 長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (南部工事課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横浜市水道局給 水部中部工事担 当課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (中部工事担当)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局給 水部北部給水維 持課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (北部給水維持 課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (鶴見給水管理 係)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局給 水部西部給水維 持課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

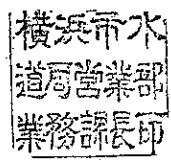
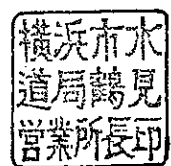
横浜市水道局分 任企業出納員印 (西部給水維持 課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (青葉給水管理 係)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局給 水部南部給水維 持課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (南部給水維持 課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (戸塚給水管理 係)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局給 水部中部給水維 持課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

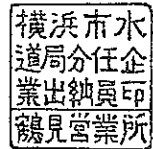
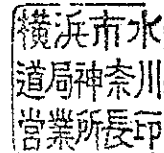
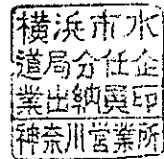
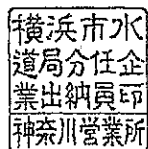
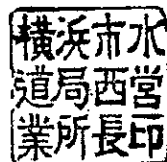
横浜市水道局物品企業出納員印 (中部給水維持課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (中部給水管理係)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (保土ヶ谷給水管理係)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局施設部長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局施設部計画課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局施設部技術監理課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

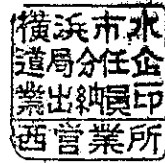
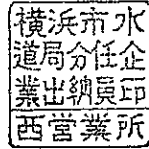
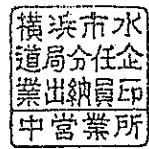
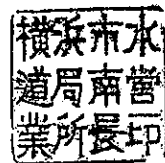
横浜市水道局施設部建設課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局施設部工業用水課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

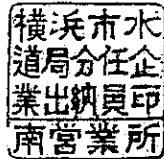
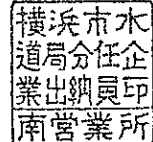
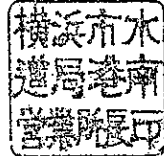
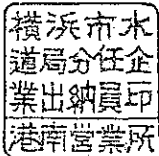
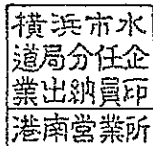
2

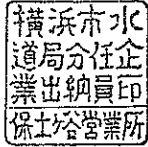
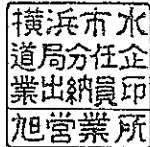
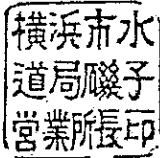
廃止

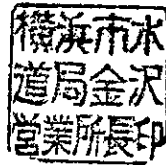
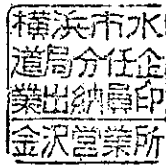
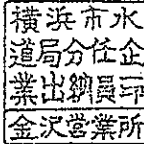
公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市水道局営業部長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局営業部業務課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分任企業出納員印 (業務課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局鶴見営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

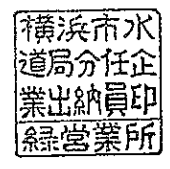
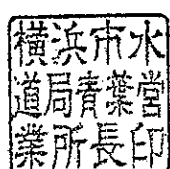
横浜市水道局分 任企業出納員印 (鶴見営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (鶴見営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局神 奈川営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (神奈川営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (神奈川営業所 刷込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局西 営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

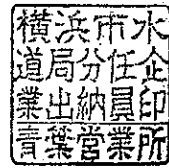
横浜市水道局分 任企業出納員印 (西営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (西営業所刷込 専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局中 営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (中営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (中営業所刷込 専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局南 営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

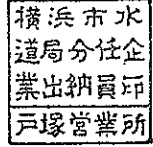
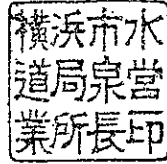
横浜市水道局分 任企業出納員印 (南営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (南営業所刷込 専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局港 南営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (港南営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (港南営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局保 土ヶ谷営業所長 印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

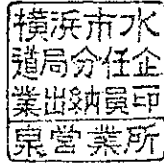
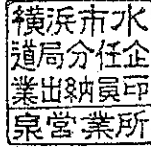
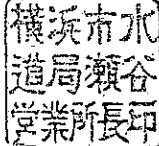
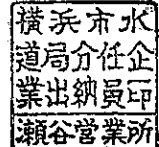
横浜市水道局分 任企業出納員印 (保土ヶ谷営業 所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (保土ヶ谷営業 所刷込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局旭 営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (旭営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (旭営業所刷込 専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局磯 子営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

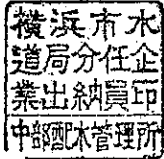
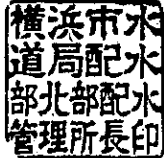
横浜市水道局分 任企業出納員印 (磯子営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (磯子営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局金 沢営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (金沢営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (金沢営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局港 北営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

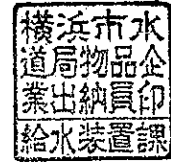
横浜市水道局分 任企業出納員印 (港北営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (港北営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局緑 営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (緑営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (緑営業所刷込 専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局青 葉営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

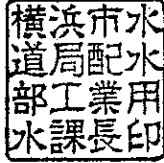
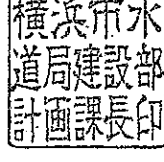
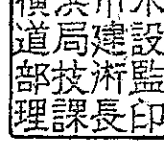
横浜市水道局分 任企業出納員印 (青葉営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (青葉営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局都 筑営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (都筑営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (都筑営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局戸 塚営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横浜市水道局分 任企業出納員印 (戸塚営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (戸塚営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局栄 営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (栄営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (栄営業所刷込 専用)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局泉 営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横浜市水道局分 任企業出納員印 (泉営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (泉営業所刷込 専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局瀬 谷営業所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (瀬谷営業所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (瀬谷営業所刷 込専用)	平成18年11月6日	 (方19ミリメートル)
横浜市水道局配 水部長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横浜市水道局配 水部配水課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (配水課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局配 水部中部配水管 理所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (中部配水管理 所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局配 水部北部配水管 理所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (北部配水管理 所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横浜市水道局配 水部西部配水管 理所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (西部配水管理 所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局配 水部南部配水管 理所長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (南部配水管理 所)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局配 水部給水装置課 長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局物 品企業出納員印 (給水装置課)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横浜市水道局分 任企業出納員印 (指導係)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局分 任企業出納員印 (量水器係)	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局配 水部工業用水課 長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局建 設部長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局建 設部計画課長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)
横浜市水道局建 設部技術監理課 長印	平成18年11月6日	 (方21ミリメートル)

横 浜 市 水 道 局 建 設 部 建 設 課 長 印	平 成 18 年 11 月 6 日	(方 21 ミ リ メ ー ト ル)
--	--------------------------	---

交 通 局

交 通 局 公 告 第 9 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 平 成 18 年 10 月 16 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 魚 谷 憲 治

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 部 中 部 サ ー ビ ス セ ン タ ー	運 輸 吏 員	杉 本 優	停 職 2 月

教育委員会

横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月2日

横浜市教育委員会

委員長 今 田 忠 彦

横浜市教育委員会規則第27号

横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表富岡中学校の部西富岡小学校の項中「、杉田九丁目1番から24番8号まで」を「、杉田九丁目1番1号から1番53号まで、2番から24番8号まで」に改める。

別表小田中学校の部左欄中「、杉田九丁目1番から24番8号まで」を「、杉田九丁目1番1号から1番53号まで、2番から24番8号まで」に改める。

別表小田中学校の部小田小学校の項中「、杉田九丁目24番9号から24番14号まで」を「、杉田九丁目1番60号から1番66号まで、24番9号から24番14号まで」に改める。

別表田奈中学校の部左欄中「いぶき野小学校区域のうちいぶき野、長津田町1番地から750番地まで、4,746番地から4,768番地まで、長津田一丁目18番から21番まで、23番から29番まで、長津田五丁目10番1号から10番4号まで、10番14号から10番32号まで、11番、長津田六丁目19番1号から19番11号まで、19番20号から19番26号まで、20番11号から20番28号まで、21番、長津田みなみ台一丁目1番地の2から39番地まで、長津田みなみ台二丁目、長津田みなみ台三丁目、長津田みなみ台四丁目1番地から3番地まで、7番地、8番地、長津田みなみ台五丁目、長津田みなみ台六丁目1番地、2番地の1から2番地の10まで、3番地の1から3番地の8まで、3番地の18から3番地の22まで、4番地の1から4番地の3まで、4番地の17、4番地の18、5番地の1から5番地の3まで、5番地の17、5番地の18、6番地の1、6番地の2、6番地の14から6番地の16まで、11番地の1から11番地の8まで、11番地の13から11番地の22まで、12番地の1、12番地の2、12番地の10から12番地の13まで、長津田みなみ台七丁目1番地、2番地の1から2番地の5まで、2番地の13から2番地の21まで、3番地の1から3番地の4まで、

3番地の13から3番地の18まで、8番地の1から8番地の4まで、8番地の9から8番地の16まで、8番地の34から8番地の48まで、28番地の1から28番地の7まで、28番地の9、29番地の1から29番地の6まで、29番地の16から29番地の21まで、30番地の1から30番地の13まで、30番地の28から30番地の45まで、33番地」を「いぶき野小学校区域」に改める。

別表田奈中学校の部いぶき野小学校の項中「、十日市場町 1,696番地から 1,701番地まで、1,703番地、1,704番地、1,721番地から1,725番地まで」を「、十日市場町 1,725番地」に改め、「、1,868番地から 1,888番地まで、1,892番地、1,894番地から 1,896番地まで、1,898番地から

1,903番地まで、1,905番地、1,907番地から 1,915番地まで、1,923番地、1,937番地から 1,940番地まで、1,942番地から 1,944番地まで、1,946番地から 1,950番地まで、1,952番地、1,954番地、1,955番地、1,957番地、

1,988番地、2,009番地、2,030番地、2,049番地、2,054番地から 2,056番地まで、2,469番地、2,470番地」を削る。

別表十日市場中学校の部左欄中「いぶき野小学校区域のうち十日市場町 1,696番地から 1,701番地まで、1,703番地、1,704番地、1,721番地から 1,725番地まで、1,727番地、1,865番地、1,868番地から 1,888番地まで、1,892番地、1,894番地から 1,896番地まで、1,898番地から 1,903番地まで、1,905番地、1,907番地から 1,915番地まで、1,923番地、1,937番地から 1,940番地まで、1,942番地から 1,944番地まで、1,946番地から 1,950番地まで、1,952番地、1,954番地、1,955番地、1,957番地、1,988番地、2,009番地、2,030番地、2,049番地、2,054番地から 2,056番地まで、2,469番地、2,470番地、長津田みなみ台四丁目4番地から6番地まで、9番地、10番地、長津田みなみ台六丁目2番地の11、2番地の12、3番地の9から3番地の17まで、4番地の4から4番地の16まで、5番地の4から5番地の16まで、6番地の3から6番地の13まで、7番地から10番地まで、11番地の9から11番地の12まで、12番地の3から12番地の9まで、13番地から27番地まで、長津田みなみ台七丁目2番地の6から2番地の12まで、3番地の5から3番地の12まで、4番地から7番地まで、8番地の5から8番地の8まで、8番地の18から8番地の31まで、9番地から27番地まで、28番地の8、28番地の10から28番地の15まで、29番地の7から29番地の14まで、29番地の22、30番地の14から30番地の27まで、31番地、32番地」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

区選挙管理委員会

鶴見区選挙管理委員会告示第30号

検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名

平成18年10月20日検察審査員候補者をくじで選定した結果その候補者名簿に登載された者は、次のとおりである。

平成18年11月2日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

委員長 神 野 享 允

第1群

内 澤	奈 実 子
須 賀 原	ミ ネ
北 原	大 輔
長 谷 川	良 介

第2群

込 山	光 子
齊 藤	勝 元
両 角	豊 範
田 中	康 貴

第3群

戸 室	知 恵 子
祐 川	由 美
原	一 成
木 野	京 子

第4群

古 橋	隆 雄
遠 藤	等 圭
天 野	

神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 28 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 根 岸 時 郎

第 1 群

齋	藤	あ	き	子
森		昌		子
上	谷	知		子

第 2 群

前	田	純		子
松	田	有		平
佐	藤	勝		広

第 3 群

渡	邊	由		香
宇	田	範		夫
安	田	綾		子

第 4 群

佐	々	木	正	幸
伊		藤		齊
新		開	小	百
菅		原	里	合
				美

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 31 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 太 田 弘

第 1 群

岡 聖 二
羽 生 誠 治

第 2 群

西 山 洋 子
山 田 廣

第 3 群

魚 住 阿 貴 子
田 中 孝 治

第 4 群

村 上 裕 亜
紺 野 喜 代 司

南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 23 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 牧 野 正 和

第 1 群

市	川	優	子
大	津	ふ	さ
榑	間	秀	久

第 2 群

和	栗	政	夫
稻	葉		伸

第 3 群

久	保	寺	明	治
村		野	美	奈
三		枝	良	子

第 4 群

浦	田	照	子
五	十	み	ど
山	崎		豊

港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 31 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 遠 藤 清 勇

第 1 群

浦	田	な	つ	美
金	子	秀		孝
白	ヶ	澤	圭	介
原	田	英		明

第 2 群

植	木	敏		充
公	平	暁		子
平	嶋	幸		子

第 3 群

金	子	勝		利
坂	口	静		子
月	岡	良		太

第 4 群

石	田	和		也
森	谷	博		子
山	田	和		美

保 土 ケ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 33 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 保 土 ケ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 會 田 米 行

第 1 群

秋	元	眞	希
千	葉	紀	美
白	井	英	子

第 2 群

濱	田	フ	ミ
柴	崎	和	エ
桂	木	里	奈

第 3 群

山	本	一	美
輪	田	俊	克
佐	野	佳	子

第 4 群

品	田	尚	樹
中	山	武	彦
鈴	木	政	雄

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 35 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 松 澤 利 炊

第 1 群

小 杉 山	馨
加 藤 と し 子	
高 村 博 俊	

第 2 群

二 川 正 幸	
詫 間 章 俊	
高 野 一 枝	
鈴 木 勝 幸	

第 3 群

須 藤 昭 利	
黒 川 岳 人	
川 上 タ ツ	

第 4 群

倉 若 彩	
鈴 木 江	
後 藤 静 聡	
並 木 智	

磯子区選挙管理委員会告示第30号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平成18年10月20日検察審査員候補者をくじで選定した結果その候補者名簿に登載された者は、次のとおりである。

平成18年11月2日

横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 植 木 成 信

第 1 群

稲	岡	幸	子
佐々木	妙	子	

第 2 群

鯉	渕	英	徳
宗		文	子

第 3 群

関	野	啓	子
高	橋	ミ	ヨ
辰	巳	孝	美

第 4 群

上	谷	洋	一
土	江	龍	介
西	岡	茂	高

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 35 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 23 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 鶴 見 建 次

第 1 群

三	上	富	子
大	上	逸	子
牛	村		正

第 2 群

櫻	井	眞	由 美
高	橋	真	弓
武	笠	麻	美 子

第 3 群

蒔	田	博	子
水	野	絢	子
守	屋	稻	子

第 4 群

田	中	理	恵
松	倉	多	恵 子
宮	島	幸	男

港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 30 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 齋 藤 秀 和

第 1 群

立ヶ谷	沙弥衣
佐藤	行 治
大廻	紀 子
岡野	行 男

第 2 群

市山	明 美
嵯峨	利 恵 子
佐藤	トシ子
村上	勝 英 子
伊藤	容 子

第 3 群

伊藤	恭 子
宮崎	雅 崇
尼野	ハル子
田崎	純

第 4 群

新井	敏 也
中村	ひ な 子
深井	一 郎
山際	恵 美 子

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 29 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 土 志 田 武 幸

第 1 群

東 條 由 紀 子
井 上 翔 子

第 2 群

日 高 信 良
義 村 亜 紀 子
喜 田 洋 美

第 3 群

佐 藤 ヤ イ
川 瀬 恵 理 子
高 原 正 二

第 4 群

新 井 智 子
巢 山 忠 繁

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 35 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 津 田 義 弘

第 1 群

田	近	竹	彦
佐	藤	英	樹
油	科	博	太
渡	邊	維	基

第 2 群

一	條	千	絵
高	木	正	子
遠	藤	文	嗣
大	日 方	絵	美 子

第 3 群

鈴	木	志	津 子
高	木	家	恵 子
坂	本	栄	美 子
眞	川	涼	子

第 4 群

柴	崎	敬	子
小	久 保		昭
石	井	直	輝
佐	々 木	綾	乃

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 28 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 横 溝 輝 久

第 1 群

前	原	大	子
笠	原	万	理 恵
霜	田	喜	美 子

第 2 群

近	藤	智	子
池	永	尚	子
樽	谷	美	弥

第 3 群

片	山	美	香
佐	藤	登	紀 子

第 4 群

小	宮	正	敏
草	刈	あ	ろ

戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 37 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 20 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 米 倉 松 司

第 1 群

鈴 木 正 和
田 岡 圭 介
阿 部 肇

第 2 群

嘉 納 明 美
中 島 徹 夫
三 森 富 美
中 野 輝 子
 行

第 3 群

渡 邊 美 繪 子
渡 辺 君 枝
唐 澤 勇 貴
伊 藤 智 美

第 4 群

丹 澤 保
荒 木 瓊 子
菅 原 文 子
熊 澤 由 紀 子

栄区選挙管理委員会告示第31号

検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名

平成18年10月20日検察審査員候補者をくじで選定した結果その候補者名簿に登載された者は、次のとおりである。

平成18年11月2日

横浜市栄区選挙管理委員会
委員長 石 井 昭 彦

第1群

岩	崎	教	子
吉	羽	民	男

第2群

中	杉	美	和
小	池		宏

第3群

高	橋	幸	子
石	川	謙	次

第4群

橘	田	真	一
齋	藤	廣	明

泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 29 号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平 成 18 年 10 月 23 日 検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候
補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 大 瀧 五 郎

第 1 群

小 川 俊 隆
岡 田 シ ゲ

第 2 群

湯 浅 ゆ う こ
土 井 秀 子

第 3 群

岩 崎 功
榊 克 実
加 藤 陽 子

第 4 群

三 浦 巖
後 野 智 浩

瀬谷区選挙管理委員会告示第27号

検 察 審 査 員 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 の 氏 名

平成18年10月20日検 察 審 査 員 候 補 者 を く じ で 選 定 し た 結 果 そ の 候 補 者 名 簿 に 登 載 さ れ た 者 は 、 次 の と お り で あ る 。

平成18年11月2日

横 浜 市 瀬 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 鎌 田 武 雄

第 1 群

伊 藤 輝 子
廣 郡 圭

第 2 群

槻 林 恵 美 子
服 部 久 美

第 3 群

石 清 水 由 紀 子
御 邊 聖 子

第 4 群

子 安 健 三
深 澤 久 子

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
。

平成 18 年 10 月 17 日

横浜市人事委員会

委員長 井 上 嘉 久

横浜市人事委員会規則第10号（平成18年10月17日揭示済）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中第1号を削り、第2号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 交通局経営改革に伴い過員又は廃職を生じる場合で、人事委員会が定める交通局技能職員をもって充てる各任命権者（地方公営企業管理者を除く。）の技能職員の職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横 浜 市 人 事 委 員 会 公 示 第 2 号 （ 平 成 18 年 10 月 17 日 掲 示 済 ）

選 考 職 （ 昇 任 ） の 指 定 の 一 部 改 正

選 考 職 （ 昇 任 ） の 指 定 （ 昭 和 37 年 1 月 横 浜 市 人 事 委 員 会 公 示 第 3 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

平 成 18 年 10 月 17 日

横 浜 市 人 事 委 員 会

委 員 長 井 上 嘉 久

表 水 道 局 の 項 を

「

水 道 局	水 道 局 担 当 係 長 （ 水 資 源 の 広 報 業 務 を 担 当 す る 職 ）	企 業 職 員 の 任 用 の 特 例 に 関 す る 規 則 第 3 条 第 2 号	昭 和 62 年 6 月 1 日 指 定 （ 変 更 ）
	水 道 局 担 当 係 長 （ 水 質 保 全 ・ 台 帳 整 備 等 担 当 の 職 ）		平 成 14 年 4 月 1 日 指 定 （ 変 更 ）
	水 源 林 管 理 所 副 所 長 の 職		平 成 2 年 6 月 18 日 指 定
	サ ー ビ ス 推 進 課 受 付 支 援 係 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定
	料 金 課 計 算 セ ン タ ー 所 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定 （ 変 更 ）
	地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー お 客 さ ま 係 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定 （ 変 更 ）
	地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 料 金 係 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定 （ 変 更 ）
	給 水 課 漏 水 管 理 係 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定 （ 変 更 ）
	工 事 課 工 事 係 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定 （ 変 更 ）
	工 事 課 工 事 担 当 係 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定 （ 変 更 ）
	給 水 維 持 課 給 水 管 理 係 長 の 職		平 成 18 年 11 月 6 日 指 定 （ 変 更 ）

給水維持課給水維持係長の職	平成18年11月6日指定（変更）
給水維持課量水器係長の職	平成18年11月6日指定（変更）
給水維持課担当係長（量水器に関する業務を担当する職）	平成18年11月6日指定（変更）
浄水課水運用係長の職	平成12年4月1日指定
西谷浄水場、川井浄水場及び小雀浄水場浄水係長の職	平成12年4月1日指定（変更）
西谷浄水場、川井浄水場及び小雀浄水場の電機係長の職（第1種又は第2種電気主任技術者をもって充てる。）	平成15年4月1日指定（変更）
小雀浄水場水質担当係長の職	平成15年4月1日指定
事務所長の職	平成12年4月1日指定（変更）
工業用水課管理係長の職	平成18年11月6日指定（変更）
水道局担当係長（職員厚生会に関する業務を担当する職）	平成12年4月1日指定（変更）

に改める。

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 7 号 （ 平 成 18 年 10 月 23 日 掲 示 済 ）

住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 結 果 の 公 表 （ 磯 子 区 地 域 振 興 協
力 費 の 返 還 請 求 に 関 す る も の ）

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 242 条 第 4 項 の 規 定 に よ り
、 住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 を 行 っ た の で 、 そ の 結 果 を 別 冊 の と お り
公 表 す る 。

平 成 18 年 10 月 23 日

横 浜 市 監 査 委 員	布 施	勉
同	須 須 木	永 一
同	相 川	光 正
同	石 井	睦 美

そ の 他

横 浜 市 災 害 対 策 本 部 規 程 第 2 号

横 浜 市 災 害 対 策 本 部 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 規 程 （ 昭 和 38 年 9 月
横 浜 市 災 害 対 策 本 部 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 18 年 11 月 2 日

横 浜 市 災 害 対 策 本 部 長

横 浜 市 長 中 田 宏

第 25 条 第 1 項 中 「 水 道 局 営 業 所 長 」 を 「 水 道 局 地 域 サ ー ビ ス セ ン
タ ー 長 」 に 改 め る 。

第 26 条 第 2 項 第 13 号 中 ア 「 街 路 樹 」 を 「 街 路 」 に 改 め る 。

第 27 条 第 1 項 の 表 中

「

水 道 局 営 業 所 地 区 隊	営 業 所 長
-------------------	---------

」

を

「

水 道 局 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 地 区 隊	地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長
------------------------------------	-----------------------

」

に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 18 年 11 月 6 日 か ら 施 行 す る 。

正 誤

平成 18 年 定 期 第 640 号 135 ページの表中及び 136 ページの表中
「

児童手当法及び 横浜市特別児童 手当支給規則に 関すること。	(3) 法第28条に 規定する審判 の請求に関す ること。 (4) 審判の請求 に要する費用 等の助成の決 定に関すること。		(9) 法第 7 条、 第 8 条第 1 項 、第 9 条第 1 項、第10条か ら第14条まで 、第26条、第 27条第 1 項、 第28条及び第 29条並びに規 則第 3 条の規 定に基づく支 給等に関する こと。	「支給等」と は、認定請求書 、認定通知書、 認定請求却下通 知書、現況届、 支給終了通知書 、額改定請求書 、住所変更届等 の送付又は受理 、支給の決定、 却下の決定、一 時差し止めの決 定、減額の決定 、受給資格の消 滅の決定等を言 うものである。
---	---	--	---	---

は
「

児童手当法及び 横浜市特別児童 手当支給規則に 関すること。			(9) 法第 7 条、 第 8 条第 1 項 、第 9 条第 1 項、第10条か ら第14条まで 、第26条、第 27条第 1 項、 第28条及び第 29条並びに規 則第 3 条の規 定に基づく支 給等に関する こと。	「支給等」と は、認定請求書 、認定通知書、 認定請求却下通 知書、現況届、 支給終了通知書 、額改定請求書 、住所変更届等 の送付又は受理 、支給の決定、 却下の決定、一 時差し止めの決 定、減額の決定 、受給資格の消 滅の決定等を言 うものである。
---	--	--	---	---

の 誤 り 。